

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（森 温繁君） 10日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位7番。1、旧南豆製氷所を取得することについて。2、防災について。

以上2件について、6番 渡辺哲也君。

〔6番 渡辺哲也君登壇〕

6番（渡辺哲也君） 清正会の渡辺です。通告どおり一般質問をさせていただきます。

最初に、旧南豆製氷所の土地と建物を取得することについてお伺いするつもりでしたが、この件につきましては、ほかの議員の方々から市長に対し質問しており、市当局より物件取得に関する方向性が示されました。

今定例会前までは、旧南豆製氷所の取得について、下田市が取得するには非常に厳しい財政難で、台所は火の車の状態であり、市民からの理解が得られないのではないかと疑問を持っていたわけであります。また、市長は、旧南豆製氷所取得は、政治生命をかけても購入するんだと意気込んでおりました。取得に対する反対が多少あっても、強行突破してでも、議会に議案を上程するのではないかという思いがあり、大変心配をしておった一人であります。

しかし、今回の説明におきましては、市が購入することはせず、民間が購入したものを無償で利用活用させてもらえるという、願ってもない方向に寄ってきているようですので、私は1点、市長にお願い申し上げたいのは、購入される民間の方とはしっかりした契約書を交わして、今後、何ら問題が起きない手続を踏んで いていただきたい。また、十分な協議会等を立ち上げ、活用方法、ビジョンなどを研究され、よりよいまちづくりをしていただくことをお願いして、この件の質問は終わります。

次に、防災についてお伺いいたします。

第1点目に、東海地震防災対策について。

全国あちらこちらで震度3程度の地震が数日置きに発生している昨今ですが、私たちの最

も警戒しております東海地震は、不気味なほど静止している状態であります。まさに「災害は忘れたころにやってくる」という状況下であります。未然に被災を多少でも防ぐ方策を、遅れることなく進めていくしかないと思うわけですが、いかがなものか。

本年度に新年度予算計上をいたしました防災ラジオを、1,000台、市民配布されることになっております。今後、防災関係としては、どのような設備、防備等を進めていくべきかは、年次計画を立てて進めていくべきだと思います。いかがなものかお聞かせください。

また、外防の工事を行っておりますが、当局の説明ですと、平成30年まではかかると言っております。その点もかなり不安材料であるわけでありませぬ。

また、先日、中村議員の一般質問において、河川等における係留船、不法係留船の対策が何ら検討されていないと伺い、大変不安となっております。河口港の町である下田の状況は、国・県の対策なしでは困るわけですね。当局は速やかに検討を加え、協議をしていかなければなりません。早急に取り組んでもらいたいと思いますが、いかがなものか。

第2点目に、本会議に上程されている下田市消防団条例の改正、団員定数削減について、私が一昨年12月議会で、各部の合併等を含め、定数の見直しについて一般質問させていただきました。消防団長並びに幹部の皆様、担当課のご尽力により計画案がまとまり、先日、各区長の出席を求められ、説明会があり、私も区長の立場で出席いたしました。

団員の確保が難しい中、減少傾向であるという説明で、定数削減やむを得ないという判断のもと、特段に意見等なく了承されました。

しかし昨今、東海地震等ささやかれている中、団員の減少は非常に心配であります。今後、消防団と自主防災の連携をとり、交流を深め、協力していかなければなりません。これらは合同練習等計画を立て、実施すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

また現在、自主防災に配備されている可搬ポンプ(C1)は、年数も大分経過しております。ホースも大分傷みがひどく、穴があいて漏れている状態です。

旧下田地区で14台配備されているポンプ(C1)は、28年経過しているものが3台、25年経過が2台、20年経過が2台、16年から19年が3台、10年以下は4台となっております。業者によるポンプの点検は、消防団のポンプ車の場合は2年に1回、私たちのときには年に1回点検がございました。可搬ポンプについては、購入してから一度もないのではないかと、自主防災による点検は地区ごとによって違うと思うが、3カ月に一遍ぐらいではないかと思っております。12月の防災の日訓練でも、エンジンがなかなか始動しないと聞いております。また私も経験しております。防災の日訓練のために、前日にエンジンをかけているような状

態です。いざ出動しても使い道にならないから、宝の持ちぐされではないかなと思います。点検等を踏まえ指導することも重要だと思いますが、いかがなものかお答えください。

また、大地震が発生した場合、大坂区、弥七喜区の平滑川にかかっている逢坂橋、柳橋、鍋田の東誠橋等が崩壊した場合は、坂下町、七軒町、大浦、鍋田地区には民家も密集し、ホテル・旅館・ペンション等、また日米和親条約締結の地・了仙寺、日露通好条約締結の地・長楽寺の史跡もあり、大災害が発生した場合は、消防車では出動できません。消火活動が困難ではないか。現在配備されている可搬ポンプ（C1）では、水圧にも限界があり対応ができないと思います。大坂区、称七喜区の自主防災へ、共同使用の形で積載車ぐらいのポンプを大坂区、弥七喜区の共同で1台ぐらい配備してもらいたい。これも区民の要望を聞いておりますので、考慮をお願いしたいと思います。

また、この地区の消防団は、定数削減で団員数は1名 1 - 3部です、このうち地元に住んでいる方は7名しかおりませんので、この点もよく考え、ご配慮をお願いしたいと思います。

第3点目は、医療機器の体外式除細動器（AED）の購入についてお伺いいたします。

各市町では、AEDの購入をしてきております。下田北高、下田南高も先日購入して訓練を行っております。

下田市については、小・中学校、公共施設等には配置がされていないと聞いておりますが、今後配備が必要ではないか。下田消防署救急業務は、平成17年8月1日から平成18年1月31日までに本署の出動が845件で、去年同期と比較すると7件増となっております。また救急車が市外に搬送中とか市内に出動中で、時間がかかる場合も想定されます。救急車が到着するまでの処置として、学校及び公共施設には配備が必要だと思いますが、いかがなものでしょうか。財政の厳しいことはわかっておりますが、人の生命が大切ではないでしょうか。購入に対して前向きに考慮してもらおうことをお願いいたします。

これで主旨質問を終わらせていただきます。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 南豆製氷の問題につきましては、ご要望ということでよろしいのでしょうか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 南豆製氷につきましては、今回3回目のご質問ということで、今までの経過並びに私の考え方は、述べさせていただきました。また、関連であれば、再質問の方

でお願いしたいと思います。

防災関係につきまして、いろいろなご質問がありました。議員は消防団活動の中での、やっぱり地域に対しての防災ということについて、大変ご心配をなさっておるというふうに感じ取られました。

まず1点目に、大変心配されております東海沖地震に関係して、未然に大災害を多少でも防ぐ方策を進めていただきたい、こういうご質問でございました。

やはり一番心配するのは、津波が発生した場合での、いわゆる旧町内と言われている地域での被害が、大変大きくなるのではなかろうかという心配をしておるわけであります。そのために、ご存じのように60年度からの外防の工事が実際に着手されまして、先般の港湾審議会の中でのご報告では、たしかこのままの推進では、平成30年度までぐらいまで、完璧にあの900メートルというものができ上がるには、期間がかかるというご報告がありました。現在では、まだ進捗率が51%というような状況であります。西側の500メートル側、いわゆる赤根の方は、現在350メートル、500メートルの予定のところ、350メートルほど暫定的に完成をしておると。東側の須崎側の方が400メートルの計画が現在105メートル、合わせると900メートルの完成予定の中での51%の暫定完成であるということで、大変この辺も心配をしているところであります。

そういう中で、当然のことながら、災害が発生した場合には、いろいろな心配点が予想されます。先般、中村議員のやっぱり弱者の問題ですね、こういうことを考えております。

議員のご質問の方は、特に自主防災会と消防との連携というお話でございます。当然、大規模な災害が発生した場合には、発生初期の段階では、すぐ行政が十分な対応はできないというふうに思います。そのために、自らの命は自らで守る、あるいは自らの地域は皆で守るという中で、地域の方々がどのような行動をするか、これが一番大きな問題点であるというふうに思います。

ですから、ふだんから行っております津波訓練、それから12月の防災の日の訓練、この中でもよく言わせていただいておりますけれども、やはり市民の方々が常日頃から、3日から1週間ぐらいの食料や水の確保、それから寝ているときにそういうものが起きると、やはり家具の転倒、こういう問題が一番身近に発生してくる問題だと思いますので、その辺は十分に配慮していただきたい、私もこの訓練の中に出るときには、こういうお話をさせていただいております。

ですから、やはり一番地域の防災会の動きというのが、一番大きな助けになるということ

で、常日頃の地域の連携というものが必要ではなからうか、こういうふうに思います。

当然、防災会と消防団との連携はしなければならないということで、大規模災害に備えまして、この辺の連携というものをしっかりするような形で進めていく必要がある、行政とれば、そういうふうに考えております。

それから、こういう訓練だけではなくて、日頃こういうことを注意しておいてほしい、こういうことにつきましては、行政の方でも防災講座ということで、防災担当の人間が出前講座等で地域に出向いて、講座も開催しておりますので、ぜひこういうこともご利用いただきたいというふうに思います。

それから、2つ目の防災関係についての整備関係でありますけれども、本年度は防災ラジオを1,000台整備するというような考え方があります。これもご存じのように2つの違う周波数を持っている地域でございますので、この辺を加味しまして、なるべく早く予算確保ができれば、全市民にこの防災ラジオを持っていただきたい、このような施策を打っていききたいというふうに思います。

3つ目の河川等における不法係留ですね、これに対する対策、これも中村議員からのご質問がありました。やはり稲生沢川河口というところに大変大きな船だまりがある、この中で災害というのが一番心配されるわけでありまして、先般の港湾審議会の中でも、たしか県の土木の方から、この不法係留のものについての調査を18年度にやりたいというご意見があったと思います。今、熱海とか伊東の方から、だんだんこちらの方へそういう予算措置がされてくる中で、まず調査をして、それをどういうふうにやっていくかというのは、県の方の力をかりていかなければならないということで、もし細かいデータがあれば、担当の方から報告をさせていただきたいというふうに思います。

それから、消防団と自主防災会の連携についての合同演習ですね、こういうことにつきましては、各自主防災会と地元消防団との間で協議をしていただきまして、合同演習、講習の実施を検討する場を、また行政の方から呼びかけて、設けさせていただきたいというふうに思います。また、消防署員の方の都合がつくようでしたら、消防署員の方の活用も前向きに考えていきたい、こういうふうに思います。

5つ目の自主防災に配備されている可搬ポンプの点検の関係でございますけれども、これは確かに既にもう耐用年数をほとんどが経過して、故障が多くなっているという状況であります。これは故障した場合ですと、この自主防災会の方から連絡を受けまして、その都度修繕の対策を練っているわけでありまして、今年度は3自主防災会、中1区、それから

須崎・田牛の可搬ポンプを修繕させていただきました。ご要望があれば、その都度修繕させていただきますというふうに思います。

それから、点検の問題でありますけれども、点検の場合は、やはり災害時に可搬ポンプを使用する自主防災会の方々がやらないと、いざというときには役に立ちません。ですから、調子が悪いときには市の方へ連絡をしていただきまして、市が修繕等の対応を行いますけれども、そういう点検等につきましては、常日頃やはり可搬ポンプを実際に利用する地域の方々、自主防災会の方々が対応していただくということが、一番大事ではなからうか、こんなふうに判断をしております。

大坂・弥七喜の自主防災会の方への共同使用の形で、積載車ぐらいのポンプ車というようなご要望でございましたけれども、当然予算が伴うことでございます。大坂・弥七喜区とは第1分団第3部だというふうに思いますけれども、現在、議員がおっしゃるように、団員数というのが今現在は12名というふうに聞いておりますが、その中で他地区へも転居している団員の方がいらっしゃるわけですね。白浜とか大賀茂へ転居している方々が、その地元の消防団に配属しているということで、大変、第1分団の第3部の場合は、団員が不足しているというようなことも聞いております。このポンプ車の問題につきましては、やはりすぐ費用が確保できるかという問題もありますので、直ちには議員のご要望どおり配車するということとはできないかと思いますが、ご要望があったということで、お受けしたいというふうに思います。

各市町で購入してきている医療機器、体外式除細動器　いわゆるAEDの問題につきましては、議員の方からご質問がありました。

これは平成16年の7月1日、今まで医療従事者しか使えないといったこのAEDが、実際に一般の方が講習を受けて使えるような形になりました。いかに早く救急救命につながるかということでございますけれども、今このAEDというの、見たことございますか……、あります、どこで。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君）　消防署で……、はい。

現在、消防署に置いてあるものは、講習用の機械であります。ご存じのように、この辺ですと賀茂の健康福祉センター、あるいは北高、南高に1台ずつ配備をしております。それから消防署関係ですと、現在は河津分署と南伊豆分署にこのAEDの機械が置いてあります。下田の救急車の方には本体がもうありますので、いわゆる全自動ではなくて半自動で、これ

は救急救命士が現実に使えるような機器でありますけれども、今回、議員がおっしゃっているのは、いわゆる全自動の簡単にボタン式で使えるAEDの機械だと思います。大変小さい、もうこんなものですよね。

ただ、これはかなり使い方が、簡単と言えば、確かに全自動になっていますから簡単なんですけれども、それをいざというときに、人間が倒れて、例えば心筋梗塞とか、あるいは心臓の病気でもって心臓が実際にとまっているのかどうかという判断、これも人口呼吸法とか心臓マッサージ等のある程度の講習を受けている方が、手とか口を使って、まず判断をしなければならぬということから、このAEDにつながってくるものですから、その機械があったからといって、簡単に僕は使えないと思うんですよ。

ですから、いかに、例えばどこに置くかということになったとき、そこにいた人が判断できる、こういう講習を受けた方がそこにいないと、簡単に一般市民がどなたでも使えるというものではないわけですから、その辺での対応ということを考えなければならぬ。

ですから、そういうことも考えて、あるいはまた費用対効果ということもございますので、今後は市とすれば公共施設、どういうところに置いていったらいいのか、これは各課にまた検討させて、考えてみたいというふうに思います。

まず、いわゆる人口呼吸　口移しで空気を送ったり、それから心臓が実際にとまってるかという判断をして、パットをつけて、それから心電図の操作をして、それから要するに電気ショックをかけるという作業でございますので、かなりそういう方　講習を受けた方を増やさないと、このAEDの配置というのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

ですから、そういう形の中で、今後、費用も伴うことでございますので、検討させていただきたい、このように思っております。

議長（森　温繁君）　番外。

建設課長（宮本邦夫君）　東海地震の防災対策についての係留船と不法係留船のご質問でございますけれども、下田港の港湾管理者であります静岡県につきましては、平成　15年度より下田港の港湾現況調査を行っております。16年度に実施した調査でございますけれども、下田港内に168隻、それから稲生沢川に60隻の係留船があるという結果が出ております。そのうち下田港内に20隻、それから稲生沢川に25隻の計45隻の所有者不明船が係留されているということを把握しております。

特に所有者不明の船舶や長期係留船の対策でございますけれども、港湾の有効利用から、

またいろいろ心配されております津波対策などからも問題が多くありますので、港湾管理者であります静岡県とともに、今後の対応というものを、また検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 6番。

6番（渡辺哲也君） ちょっと二、三点聞きます。

南豆製氷の件でございますが、前に篤志家の方が 5,000万円寄附してくださるということを知っておりましたが、この件で、この 5,000万円というのは、もう消えたということでしょうか。

そして、無償で貸してくれるという方があらわれたわけですけれども、この中の、外装はその人が直したとしても、もし協議会等で活用方法が見出された場合に、内装等の設備等は市の方がやるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 南豆製氷の問題で、最初に篤志家の方から 5,000万円、何とかこの私のお金を使って、市民の方が盛り上がるのであれば、ご利用くださいという申し入れがありました。

しかしながら、そのときにたしか条件つきで、3つほどあったというふうに思います。

1つは、建物の活用策のまず明示ですね。この南豆製氷を残して、下田のまちづくりをどのようにしていくのかということのビジョンを、まずつくってください、それから土地建物は適正な価格で買ってくださいよということ、それから市民の皆さんの盛り上がり、それから下田市出身者の方々から幅広い資金提供等も受けて、市が反対なくみんなで市民がやっていこうということがあれば、私の 5,000万円をお役立てくださいということでありました。

結果的には、ご存じのようになかなか市民の方々からの盛り上がりもなく、資金提供もなく、また議員の皆さん方からも、渡辺議員等もあんまり賛成ではなかったようでありますけれども、そういうお話も入ってきます。常にこの情報は先方に流しておきました。

その中で、今回、この篤志家とまた別の篤志家が個人で求められるということで、とりあえず南豆製氷は保存できますねということで、それであれば、私の当初の目的であります南豆製氷の保存のための金額の足しに使ってくださいという申し入れについても、事は一切白紙という形で今お話を伺っております。

それから、今回の篤志家からの申し入れ等につきましては、先般も答弁させていただきま

したように、今後いろいろなものを先方と協議をしていかなければならない、この中での話し合いの過程で決まっていくのではなかろう、このように思います。

議長（森 温繁君） 6番。

6番（渡辺哲也君） いろいろと答弁いただきまして、ありがとうございました。

市長におかれましては、これから行政改革、合併等いろいろ問題が山積しておりますので、これこそ政治生命をかけて、全力投球していただくことをお願い いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（森 温繁君） これをもって、6番 渡辺哲也君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1、下田の姿を見つめ直す地区説明会について。2、どのような政策で財政危機を克服するのか。3、市町村合併について。

以上、3件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政新会の伊藤英雄です。これから一般質問をさせていただくわけですが、実は私、今、非常に大きな疑問が出て困っております。

きっかけは、旧南豆製氷所を税金で購入するというのを、市長並びに市の幹部職員の方々が決定したことであります。市長・幹部職員といえば、会社では社長や取締役にあたる、いわば経営者に当たる方々です。私が議員になったころから、市では財政危機が叫ばれ、議会でも何度となく議論をされております。

下田市の財政を語るときには、常に問題になるのが借入金の多さであります。前回の市町村合併においても、下田市の借入金の多さが問題になり、合併破たんの原因の一つになったわけであります。事実、財政硬直化の大きな原因に、借入金の返済と金利の負担があることは、だれしもが認めるところだろうと思います。こうした現状では、借入金の減少は最大の課題の一つであると考えておりました。

しかし、旧南豆製氷所では、借金をして購入ということが、下田の経営者によって決められました。旧南豆製氷所では、購入後の具体的な計画は何もないまま購入が決められる、これが本当に財政危機の自治体のすることなのでしょうか。

購入後の具体的な計画がないということは、本当に必要なものかどうかの検討がなされていないということです。購入し、維持していく費用の額も、そこから生ずるであろう効果もわからないままに購入が決まる。民間企業であればあり得ないことが、行政では行われるわけです。

「財政危機あって危機感なし」、これが下田の経営者の実態かなと考えたのですが、これまでの市長答弁を聞いていますと、必ずしもそうではありません。市民への負担増、観光協会や商工会議所等への補助金カット、あるいは職員の給与の10%カットのときには厳しい財政を語り、予算がない、予算が組めないので何もできないと危機感をあらわにします。

しかし一方、伊豆石や歴史建造物の話になると、何もやらないわけにはいかない、夢も必要だし、将来の下田のためには、借金をしてもやらなければならないというわけです。つまり財政は危機的ではあるが、全部できないわけではない。当然やれるものがある。借金は返すだけでなく、新たにすることもできるということです。

そこで、助役にお尋ねします。

職員給与のカットをしなければ予算が組めないほどの財政危機ではあるが、市長の希望することであれば予算はつけられるし、資金はなくても、借金をして財政運営をしていくことは可能であるのかどうかお尋ねします。

「下田の姿を見つめ直す」説明会では、危機的な財政の説明を行い、市民に理解をしてもらうということですが、2月11日の説明会では、説明としては不十分なものではなかったかと思います。ただ予算がない、財政が苦しいというだけでは不十分ですし、何の問題解決にもなりません。やれることがあり、やらないことがある、その線引きをどうしているのか、そのことをしっかり説明して、理解を得る必要があると思うわけです。

2つ目の質問は、旧南豆製氷所は1億円近い事業規模を持っており、市長の政策の目玉とも言えるものです。それが施政方針の主要な事業一覧に入っていないし、予算もついていないわけです。新聞発表までした、いわば市長の公約とも言えることが、2月11日には何の説明もなかったわけです。これは明らかな説明不足ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

財政危機が言われる中で、政策としてやれること、あるいはやらなければならないこと、やめる政策、あるいはやらない政策があります。そのことをはっきりとわかるように説明する義務があります。

財政危機を理由に補助金を切り、増税を図り、予算が組めないと給料を下げ、自分たちのやりたいことは、ほとんど何の説明もないまま予算がつき、借金をしてもやっていくということでは、おかしなことになるのではないのでしょうか。

財政危機を理由に保育料を値上げし、各種手数料を値上げし、3年連続で国民健康保険税の値上げをもくろむ。しかし、本当に値上げをしなければならないのでしょうか。そうとは

思えません。値上げをしない工夫は放棄され、最初から値上げをする予定で予算を組んでいるだけのことのように思えます。

私は、下田市がなぜこんなにも財政危機になってしまったのかを考えました。景気の低迷による税収の減少、三位一体の改革による交付税の減少が言われていますが、それだけで説明がついてしまうのでしょうか。

民間企業と行政の違いは、民間企業には倒産があり、失業がありますが、行政にはないということです。民間では利益を出さなければ倒産し、すべてを失ってしまいますから、一生懸命働き利益を出す。利益を出すという成果を、経営者も労働者も常に求められています。

行政では、利益を出すことを求められていませんから、そもそも成果を出すということがない。成果を出すということがないということは、結果を問われないということであります。つまり結果が問われないので、行政には成功と失敗という概念がなく、事業を行うことだけが自己目的になっている。ですから、同じ失敗を何度でも繰り返します。

ベイ・ステージでは、3億円の税金を使い、その効果があったのかどうか。どれだけ費用がかかろうと所期の目的が達成されなくても、全く問題になりません。ベイ・ステージの建設時には、ここを交流拠点として多くの観光客をまちなかに誘導していくんだと、まちなかに観光客が歩いていく拠点ですと説明がありましたが、今ではだれもそんなことは言いません。

かわりに旧南豆製氷所です。ここを拠点にして、歴史建造物を見て歩く観光客が、まちなかをたくさん歩いていくというわけです。拠点として確立すれば、恐らくだれもそんなことは言わなくなるでしょう。そしてまた、新しい交流拠点をつくる、そのことによって、また観光客がまちなかを歩いていくようになります。エンドレスで繰り返されるでしょう。

その事業が、所期の目的が達成されたのかどうか、費用がどれくらいかかり、住民負担がどうなっていくかについて検証されることがないんです。行政のこの体質こそが問題であり、意識改革が求められるところです。

そこで、3つ目の質問です。助役にお聞きしたい。

下田市には、今ある財源では、とてもやり切れないほどの課題があり、やらなければならないことがあると思います。しかし、財源に限りがある以上、やらなければならない、あるいは必要だからという理由で税金を使うのではなく、本当に目的が達成できるのかどうか、コストに見合う成果が上がるのかどうか、費用に見合う成果が上がるものだけに税金を使うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

行政には、大きく言って2つの種類の事業があると考えています。

1つは、法や条例で義務づけられた事業であります。これは最少の費用で最大の効果が上がるように努力をしなければなりません、基本的にはやらざるを得ない事業であります。

もう1つは、政策として行う事業です。こちらは本来ならば財政の現状に合わせて、その実施を判断すべきものです。無論、費用対効果が最も問われなければならない事業であります。このことの自覚を、当局が持っているかどうかについて疑問があるわけです。

私は、財政悪化の根本原因は、この2つの種類の事業に対して行政にコスト意識がなく、財源が無限にあるかのように、費用も効果も関係なく、必要だからと無制限に税金を使い続けてきたことだと思います。

行政が、成果に関係なく、あるいは財源が無限にあるかのごとく事業を続けられるのは、確実に強制的に取ることができる税金を財源としているからです。民間の企業であれば、市民は必要のないサービスに対しては、お金を支払いません。納得のいかない商品やサービスに対しては、お金を払いません。自分が納得したものについてだけお金を払います。

しかし、税金は違います。サービスの内容がどんなものであろうと、自分がサービスを受けようと受けまいと、納得できようができまいが、払いたいも払いたくないも関係ありません、決められた税金は払うしかありません。つまり行政は自分の行っている事業やサービスに対して、全く無関係に税金という収入の道が確保されているわけです。

ですから、行政が行う事業は、費用と効果を事前にしっかり計算し、事業にも計算する大きな責任を持たされているわけです。増税には、慎重の上にも慎重に取り組まなければなりません。

中小企業では、倒産をすれば経営者はすべてを失い、労働者は失業し、場合によっては路頭に迷うこととなります。しかし、行政が破たんをしても、議員も市長も、民間と異なり失うものはなく、極めて限定された責任が問われるだけです。最後は国が面倒を見てくれます。もうどうしようもなければ、国がかわってやってくれるからです。

ここまで考えたとき、私は、ふとある考えに取りつかれました。実は財政危機なるものはないのではないかと。赤字財政ということで財政再建になっても、市長も議員も職員も身分を失うわけではありません。自治法で定められたサービスは、市民は依然として受け続けることができるわけであります。

そこで、4つ目の質問です。

財政再建団体になると、一体どういうことが起きるのか、市民にとって何が困るのかを説

明してください。

私は、行政の最大の仕事は、市民の生活を守ることだと考えています。財政危機を理由に住民サービスを低下させ、国民健康保険税などの増税を続け、市民生活を圧迫させつつ、職員給与のカットを続け、費用と効果に関係なく政策の実現を図るのであれば、むしろ財政再建団体になり、国の力によって行政改革を断行してもらった方が、結果的に市民にとってはよいのではないかと思います。

行財政改革の目的は、市民の生活を守ること。財政が厳しい今だからこそ、その視点が何より大事であり、これ以上の住民負担を増やさないことが必要ではないでしょうか。

そこで、5つ目の質問ですが、これから行う地区説明会では、少なくとも次の2つは説明しなければならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

1つは、何をやって何をやらないかの基準の基本的な考え方を説明し、その費用と効果を事前に説明することです。例えば観光やまちづくりであれば、黒船祭やあじさい祭りのようなイベントは縮小し、観光協会への補助金は減らします。しかし、かわりに歴史的建造物を中心にしたまちづくりを行います。それによってこのくらいの費用がかかり、効果があるんだと、そうしたことを説明する必要があるのではないのでしょうか。

2つ目は、財政危機を説明するだけでなく、財政危機を克服する政策について説明をし、現在の危機状態を解消するのに、どのくらいの期間がかかるのかということの説明が必要があるのではないのでしょうか。

6つ目の質問は、どのようにして財政危機を克服するのか、その政策をお聞きしたい。また、いつまでに克服するのかという時期についてお尋ねします。

さて、2月11日の説明会では、助役が財政状態を説明した後、市民から見た職員の印象ということから話し合いがスタートしていったわけです。

7つ目の質問は、なぜ市民から見た職員の印象という質問からスタートさせたのか。その後、職員の勤務態度や待遇について、市民から批判が出されたわけでありましたが、このことは当初から予定されていたのでしょうか。財政状況の説明の中で、職員への不満を出させることが、財政再建とどのようにつながるのか疑問を持っております。それは必要なことだったのでしょうか。

また、職員の勤務態度等については、市長や幹部職員に指導・教育を行う責任があり、職員が批判されるとすれば、それを受けて反省すべきは、当事者の職員はもちろんのことながら、責任の重さで言えば市長・幹部職員こそが批判を受け、反省すべきではないかと思いま

すが、いかがでしょうか。

また、評価制度導入の話が出ていましたが、今は民間でも、この評価制度についてはいろいろな疑問が出ております。まして行政への導入には、大きな疑問があります。それは民間では利益という成果の尺度があるのに対して、行政では明確な尺度がないことでもあります。また、評価が低い職員がそのまま役所に残れば、組織内に大きな不満を持った集団ができ上がります。

成果主義は、人材が流動していく、そこで力を発揮できない職員、あるいは社員は、能力の発揮できる場所を求めて移っていく、この人材の異動があることが、成果主義導入の一つの前提であります。

しかし、行政では、退職することはまれであります。解雇ということはありませんから、不満を持った集団が組織内に残ることになり、マイナス面が非常に大きいのではないかと思います。

「能力には地位を、成果には金銭を与える」と言います。民間企業では、成果は利益となって出てきますから、その利益が金銭を与える財源になります。しかし、行政では成果をはかる基準があいまいな上に、成果そのものが利益につながりませんから、金銭を与えるにも、行政ではその財源が確保されません。

最後に、市町村合併について質問をいたします。

新聞報道によれば、2月27日に賀茂地域支援局から6市町の首長が合併について説明を受け、話し合いを持ったとあります。

8つ目の質問は、そこでどのような話し合いが行われ、各首長さんたちは、どのような意見を語られたのかお尋ねします。その中で、助役による合併調査委員会の設置で合意したとの記事がありました。それは事実なのか。事実であれば、いつごろから発足するのかお尋ねします。

これまでの議員さんたちの質問への答弁で、合併後の市については、下田市が中心となっていくような発言がありましたが、そこで最後の質問をいたします。

合併に向けて、下田市が中心となり、市長がリーダーシップを発揮して、賀茂郡の町長さんたちをまとめていくお考えがあるのかどうかお尋ねします。

また、新聞では、西伊豆町が不参加の場合、県は他の市町が合併しても、支援をしないという記事がありますが、それは事実なのかどうか。その場合、つまり西伊豆町が参加しなくても、他の市町でも合併をしていく考えがあるのかどうかお尋ねします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時 4分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、3番 伊藤英雄君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初のご質問は、特に助役ということでございましたので、また後ほど助役の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

2つ目の財政説明会の中での、南豆製氷の問題についての説明等の関連のご質問がございました。

まず、2月11日の中での説明の段階では、まだ南豆製氷の問題が、篤志家の方からのお話が具体的に詰めておられない状況でございましたので、その現状に合った段階での説明を、市民の皆さん方にはさせていただきました。現実、この篤志家からのこういう形でどうですかという私との話し合いは、実際は2月7日にあったわけでありまして、いろいろクリアしなければならない問題点等もありまして、庁内の検討委員会等でも、この南豆製氷の起債の問題等もいろいろ議論をさせていただいている過程でありました。

ですから、当日の説明会の中では、その程度までしかお話ができなかったということで、その後いろいろな話を進めさせていただきまして、2月23日の全協の中で、皆さん方にこういう状況になっておるといご理解をさせていただいた経過がございます。

施政方針とか予算計上の中にならなくてないのではなかろうか、これはまだ、これからどういうふうに進めていくかという議論は進めていかなければならない中で、出すべき問題でもないという判断をさせていただいたわけでありまして。

それから、いろいろな市民サービス、公共料金等の値上げ等は、事前にもう値上げすることで予算を組んでいるのではないかとございましてけれども、今年度の予算編成は、

本当にもう我々としては、死に物狂いの中で予算を組まさせていただいた経過がございます。

その中で、例えば国保の方もやはり大変厳しいが、本当はもう値上げをせずにやっていきたいという気持ちでもって臨んで おったんですが、最終的にはそういう方向性が出てきてしまう、これはやはり予算編成の難しさがあるわけでありまして、この辺はぜひ議員にも、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、財政再建団体になった場合には、どんなふうになるのかなということがございます。

これは、2月の広報の中でも、市民の皆さん方には、いわゆる準用再建団体になったときには、こんなふうになりますよということをしっかり説明をさせていただきました。いわゆる国という管財人のもとで、自治体の大幅な機能というものが制限をされてしまうということでもあります。

幾つかの問題点があるわけでありまして、まず1つは、市独自で実施してきました施策が停止をされます。となると、いわゆる市単独で行っているいろいろな観光イベント等もすべてできなくなってしまうのであろう。例えば黒船祭、水仙まつり、あじさい祭りとか、こういうものは全くしてはならないということになるのでありましょう。

それから、市民に対しまして、使用料、手数料等の大幅な値上げによる市民負担の増加、これはよく言われておりますのは、いわゆる全国一高いところに水準を合わせるというような形になろうかと思えます。それから、地方債の制限による道路・下水道整備等の基盤整備事業が停止をされます。資金繰りの悪化によりまして、市民給付への影響、それから当然のことながら、職員の給与も最低に削減されると。それから、給料の支払いも遅延される。こういう大変、市民にとりまして、市の職員にとりまして、大変大きな問題点が発生してくる。

ですから、議員がおっしゃるように、だったら再建に当たって再建団体になった方がいいではないかというのは、ちょっと僕は暴言だというふうに思います。これをしないために、どれだけ頑張るかというのが我々当局の責任であり、また議員さんの責任であるし、市民の責任であるというふうに私は思っておりますので、この再建団体には絶対してはならない、こういう思いで頑張るべきである、こういうふうに思います。

それから、今後行われます地区説明会の中で、何をやって何をやらないか、あるいは克服する政策等の説明をしっかりとしなさいというご指摘でございます。

先般の答弁の中でも述べましたように、ちょっと今、担当が休職している、あるいはやめ

てしまったということで、若干この改革プラン等も遅れが出ております。この説明会の中で、どの程度までしっかり我々の考え方を述べさせていただき、急いでスピードを上げて、もう15日ですから、この辺の資料づくりを今急いでやっている中でございますので、その中が出てきたときに、しっかりと説明をしていきたい、このように考えています。

どのようにして危機を克服するのか、それはいつまでにやるのか。このいつまでというのは大変厳しい問題であります。財政の見込みも5年先ぐらいまではつくってあるわけでありまして、今後この18年度の予算編成を基盤としまして、今後数字の入れかえ等をしていかなければならない、これも簡単にはできないわけでありまして、前の議会でも述べさせていただきましたように、ソフトをつくりますと約1,000万円ぐらいのあれがかかってしまう、こんなお金はかけられないということで、手作業でやらなければならないという部分もありますので、なるべく早いスピードで、これは財政担当の方に申し入れてありますので、これを見て進めていきたい、このように思います。

それから、当日の財政説明会の中で、なぜ市民から見た職員の態度から入っていったのかということでございますけれども、細かい打ち合わせについては、アドバイザーがよそから来る方ということで、当日の進行につきましては、当日の時間前に急遽打ち合わせを、向こうから、アドバイザーの方から、このような形で進行していきますというような申し入れがあって、一応コーディネーターでありますので、それはお任せして、どのような進行になるのかということで、すべてを進行役にお任せして、我々はパネラーとして、それに答えるというような方向性をとらせていただきました。

こういう市民からいろいろ指摘をされた職員の態度とか、いろいろな問題について、当然管理する市長や管理職の責任ではなかろうかということにつきましては、当日の説明会の中でも私の方からお話ししましたように、やはり私が市長になってからは、外から見た人間として、職員の意識改革というのを常に掲げて指導してまいりました。

ですから、12年度から現在の18年度に入って、今の市の職員の待遇問題等については、かなりよくなっているのではなかろうかという判断をしておりますし、またまず職員の意識改革からということで投げかけをして、市民からクレームがつかないような職員になってくれということは再三言っておりますし、人事の方でもそういう待遇の研修会、あるいは外部に市の職員を派遣をして、民間の企業の中での待遇等を学んできて、それを現実には今度新しく入る市の職員の講師役となって、入る前から研修をさせると。こういういろいろな問題点には、我々しっかり取り組んでおります。

ですから、多分その12年度から今になれば、もう市の職員のそういう問題点については、かなり、あいさつにしても何にしても、改革はされているのではなかろうか。しかしながら、まだまだそうやってクレームがつくということは、改革が足りないということで、今後も我々もしっかり市の職員の皆さん方と話し合いをしながら、市民からクレームがつかないような市職員のあり方というものを進めていきたい、このように思います。

合併の問題でございますけれども、議員の方から今、2月27日に賀茂6市町が協議した中で、そのときどんなあれが話されたのかということでございますけれども、新聞に出ておりましたとおり、6人の首長が答えた考え方は、すべて出ておりました。これは特に、賀茂支援局長の方から、合併審議会の中でこの枠組みが出た中で、こういうことですよということをしっかり認識をしていただきたいというお話があったわけでありまして、それに対して、私自身は当然、今回が合併新法の中の最後の本当の合併のチャンスだというふうにとらえておりますし、今後、県の報告が出ますと、これが国へ上げられます。そうしますと、この合併の枠組みというものが基本になって進めていかなければならない。賀茂の支援局長の方からは、あくまで県が国へ上げる合併の枠組みというのが基本であって、これの枠組みで合併ができなければ、支援というものが得られないであろうということは、お話を伺っております。

ですから、当日の中では、6人がやっぱりこの合併というものについて、前向きにやっついこうということではありますが、ご存じのように西伊豆町さんだけは、やはり前回の合併からまだ1年もたっていない中で、大変住民への説明も難しい、議会の対応も難しいということで、我々の方からは、ぜひ一緒にやっていきたいという中で、1年間ぐらい地域の説明とか議会の対応をやっていただきたいという申し入れをしておきました。

その後、西伊豆町の定例会の中で、町長さんの意向も示されましたので、なかなかスムーズにはいかない部分があるかと思いますけれども、一昨日、西伊豆の町長ともお話をさせていただきましてけれども、やはり大変、今、状況は難しいですよ。今このまますぐこの合併の枠組みに入るということを出せば、住民はノーと言うであろうということで、しばらくお時間をいただきたいと。

ただ、やっぱり県の合併枠組みが6つでありますから、これから西伊豆町さんが外れることによって、皆さん方に迷惑をかけることはしたくないということで、もう少し時間だけは欲しいということをおっしゃっていました。

もう一つ、助役による合併調査委員会の問題でございますけれども、これは2月8日の広

域圏の協議会の中で、下田市の方から提案をさせていただきまして、助役同士の調査委員会、検討委員会というのをまず立ち上げて、その中に作業部会をつかって、合併に向かったの準備を進めていきたいという申し出をさせていただきまして、ご了解をいただきました。

ただ、西伊豆町さんの方からは、今すぐにこの会に参加するかどうかは、考えさせてほしいということでありまして、さらに先ほど言った2月27日の6市町が集まる中でも、これを再度確認をさせていただきまして、この合併調査検討委員会は、この4月からスタートをさせていただく予定であります。

最後の、合併に対して、下田市が新市の中心となるべきである、それから賀茂の他町をまとめるリーダーとなる気構えはというご質問でございますけれども、先般も答弁しましたように、やはり下田市長とすれば、当然、下田市が地形的にも中心でありますし、やはり行政基盤としても一番大きいところでありまして、当然中心となってやるべきだろうと思っておりますし、また5つの町があるわけですから、町長会の会長さんにも同じようにリーダーとなって、やっぱり一緒になって合併を進めていくという努力をするべきであるというふうに考えております。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 西伊豆町さんが抜けますと、この合併があり得るのかということでございますけれども、現在、我々はそういう考え方は一つもしておりません。やはり当然、県の指針でありますし、また国へその計画が上げられるということでございますので、西伊豆町さんも含んでやるという大前提のもとにスタートしたいという形で、今準備をしているところであります。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 旧南豆製氷の保存の問題に絡めまして、1点目は借入金の減少は急務であるという中で、市長が希望する事業なら、借金をしてまでもできるのかということの質問でございますが、借入金の減少は急務であるという、これはもう間違いない事実でございます。何度か公表をさせていただいておりますが、今の財政計画の中で、平成22年度までに下水道、一般会計を合わせまして40億円を超える減額、残額が減る、このような計画を立てておりますから、そういう方向で進んでいることは間違いない事実であります。

ただ、今までにおきまして、こういう下田市の財政事情からしますと、何か事業をやるときには、やはり起債を借り受けなければ事業ができないというこの経過は、歴然と事実であります。特に指摘を受けておりますベイ・ステージとか、またみなと橋につきましても、

32億円、また 20億円という事業の中で、相当の起債を充当してまいりました。

しかし、これも議会の皆さんとの議論の中で、できるだけ補助金をもらえ、そしてまた起債も有利なものというような議論の中で決定をいただきまして、事業を着手してきた経過も、これも事実でございます。

そういう中で、市長が市民の負託を受けまして、やはり市長となったときに、それは選挙公約もありますし、やはり政策としてこういうものをやりたい、その中で財源がないから、これはまちづくりの本当の重要なポイントとしてやりたい、そういうことは当然であろうかと思えますし、これもやはり今まで皆様に議論をいただいているように、また市民の盛り上がり等々の観点からしても、当然、市長がそういうふうにやりたいといっても、議会の議決が必要であります。独断で、やりたいから何でもやれるという状況ではなくて、その都度都度やりたい政策について皆さんと議論をし、市民の方々にもいろいろと問いかけてまいりました。

そういうことで、何でもできるというものではなくて、やはり広い範囲、視野を広げて、借金の減少とともに何もできないというのも、これはもう市長としてのやはり裁量の範囲内でございますから、こういうことをやっていきたいということを皆さんにお諮りをいただいて、議決をもらっている、そういうことをずっとやってきているかと思えます。

そうした中で、今回、平成 18年度は4億 3,000万円の起債に抑えました。この4億 3,000万円も、事業をやるための起債ではなくて、ほとんど財源を確保するための起債でございます。

そういうことで、次にも質問がありましたように、本当に目的が達成できるのかとか、必要な事業のみをやるべきではないかとか、またやらなければならない事業、やらない事業を選択すべきだとか、費用対効果を考えるべきである、そういう中でコスト意識がないんじゃないかというような、常々伊藤議員の独特な言い回しの中で指摘もいただきましたが、職員は常々やはりこういう財政事情になる前から、やりたいものをすべてやるのではなくて、やはり中・長期的な財政計画、それから総合計画等もしっかりと定めております。そういう計画の中で事業を計画し、実施をし、そしてやはりコスト意識も持ちながらやっている、これはもう間違いない、これもまた事実であります。

そして、今後、本当に目的が達成できるのかという問題でございますが、今までも何度か議論をしてまいりました。12年度から財政見直しの中で、市長も何度か皆様に報告しておりますけれども、内部の行革が中心ではありましたが、これを積み上げてみますと 14億円を超える経費の削減ができたと思っております。しかしこれも、市民の皆さんの理解とか、

また職員の努力によつての内部経費の削減が主だったことは、これはもう事実でございます。

今後、こういう皆さんからの意見をいただいた中で、やはり施設の統廃合等々を中心にして、さらなる経費の削減、また事業の見直しも当然にしていかなければならないと思っておりますし、一方ではやはり内部の改革が、もう限度に来ているということも事実であろうかと思ひます。

ですから、いろいろ議論をいただいておりますように、今の未収金等々の収納率アップも含めまして財源確保は、これはもう待たなしの課題であろうかと思ひますし、この努力をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、一方ではやはり、再三、指摘、議論をいただいておりますように、国の三位一体の改革の中で、影響額は相当、これは間違いなくあります。補助金の減少につきましては、所得譲与税というような形で財源補てんされておりますから、19年度等々においては、それらの影響で行ってこいになる可能性は強いかと思ひますけれども、やはり今回の国調による人口減の影響、また特に大きいのは、交付税がやはり相当減になってきております。平成15年度をゼロベースと考えた場合、18年度を地方財政的な面から見ますと、5億4,000万円ぐらいの収入減といひますか、影響額が出ております。

ですから、大変厳しい状況下ではありますけれども、しかし先ほど市長も言いましたように、再建団体にしてはならないという思ひの中で、どうしてもこれは解決をしていく、そういうことの中で、現在、集中改革プランを含めまして、今後22年度までの公になっております43億円の財源不足を、何としても解消していこうということで議論をしております。

ご承知のように、平成18年当初予算での不足財源は7億8,000万円弱であったわけでございますけれども、これもまた市民や、また関係団体の理解をいただき、また職員の給与カットというようなご理解をいただきながら予算が組めたわけでございますけれども、この中で後年度に影響する経費削減が約4億円ございます。それから後年度の経費の節減にならないものが3億7,800万円あるわけでございますけれども、その両方を足したものが7億7,800万円ということで、当初18年度予算を検討するときの不足財源は、何とかそういう手法によって解決ができて、予算が組めたわけでございます。

ですから、今回の後年度経費の縮減に影響する4億円をベースにいたしますと、今現在の平成22年度までの財政不足は、約20億円弱になろうかと思ひます。18年度はこういう形で影響させましたから、19、20、21、22、4年間で20億円ということになりますと、5億円という単年度での平均の金額になるわけでございますけれども、これは先ほど言ひましたような

集中改革プランの中に明記してあります各項目を、それぞれ職員、努力をしつつ、先ほど言いましたように、むだな経費は絶対出さない、コスト意識を持つ、そういう基本的な考えの中で、何としても予算 43億円が今 20億円になっておりますけれども、これらも解決をしていきたいというふうに思っております。

それから、手法と時期につきましては、市長からも答弁をいただきましたが、先般の質問の中でもお答えさせていただきました。大変厳しい状況下ではありますけれども、何としても3月末、また4月の新たな総合計画に絡むいろいろな大綱の中で、これを解決する時期を見つけていきたいというふうに思っております。

それから、評価制度は難しいのではということでございます。確かに今いろいろな事業をやるときには、事務事業評価とともに、やはり行政の全般的な評価、これも重要になってまいりまして、今やり始めているところでございますが、伊藤議員が言われるように、収支とかということだけを考えられない事業が山ほどあるということは、伊藤議員も言われていることございまして、経常経費が本当にもう90%近くございますから、これらも、経常経費といえども、やはり何としても節減しながら、それらの率を下げていく。ですから、あとの10%が投資的経費を主体とする事業費でございますが、これらも、今までも述べてきておりますように、事務事業の見直しの中で、徹底してもう削減をしてきております。しかし、これとてやはりもっともっと事業評価を徹底いたしまして、さらにやるやらないの選択を十分にしていく、そういうことでの平成22年度までの中期財政計画の不足分財源を解消していきたい、そのように思っております。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 細かくありがとうございます。

まず、南豆製氷の件なんですが、南豆製氷所については12月の段階でその購入が新聞発表されたわけでありまして、したがって、予算、あるいは政策の中に入ってこないというのは、12月に購入は決めたものの、いまだ確定に至っていなかったのではないかと。少し市長がアドバルーンを上げたといいますが、先走っての話であり、行政として確定した話ではなかったのかという疑問を持つんですが、その辺はいかがでしょうか。

そして、既に新聞発表をされ、2月11日の段階では市民のほとんどは、これは一部反対もあるけれども、市長は旧南豆製氷所を購入するんだと、こういう理解でいたかと思えます。

しかしながら、実際には予算も入っておりませんし、政策の中にも入っていない、事業としても組み立てられていないわけですから、その説明はする必要があったのではないかと。つまり

買うということで新聞発表はあるけれども、2月11日の段階で、まだそれは確定していないと、18年度予算にも入っていませんと、そういう説明はやはり必要だったのではないかと、うふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、財政再建団体につきましては、市長の方から私の発言が暴言ではないかというふうにおっしゃったんですが、テープを巻き戻していただければ結構なんですが、私は「思い悩んでおる」というふうに言ったわけですね。なった方がいいとかなるべきではないかと、こういう発言はしていません。「思い悩んでおる」と言ったわけですね。これをもって暴言であるというのは、いささか言い過ぎではないかと。できるなら訂正をお求めします。

それから、財政の再建をするための政策及びいつまでにやるかについて、これまた今つくっている最中であるということではありますが、いささか遅いのではないかと。一方で職員の給与カットがあり、幼稚園、保育所の料金の値上げ等があり、住民説明会をしていく、そのときに至って、まだどのように克服するのが明らかではない。

助役の説明によれば、2年までの20億円の財源不足だよということではありますが、これへの対策も、まだできていませんというお話ですが、私の感覚で言えば、まず目標期限を定め、その目標期限に向かって最大限の努力をしていくというのが通常のやり方だと思うんですが、いつまでにできないということは、いつまでにやるその覚悟というか決意というか、計画がないというのは、やはりおかしいのではないのでしょうか。5年計画でやるのであれば、5年計画の中に解決をしていく、そういった計画でなければ、終わってみたらやっぱりやれませんかよと、もともとやれるというようなことは考えていなかったということでは、やはりこれは財政をあずかる、下田の経営をあずかる身としては、ちょっと不十分ではないかなというふうに考えますが、いかがでしょう。

2月11日には、アドバイザーに進行を任せたとということでありましたので、これ以上の質問は差し控えますが、やはり多くの住民を集めて取り組むことですから、事前にしっかりと説明をしてほしかった。そして職員への不満、当然これは出てしかるべきだし、全国にある、事実私のところにも、やはり職員の態度が悪いとかいう市民からの苦情を受けることもありますから、そういう職員がいることも、また事実ではありましょ。しかし、私が思うに、職員と市長・幹部職員は、一体となってやっていくのが、あるべき姿だと思います。

したがって、市長・幹部職員にあっては、職員に対し、これをしかり、教え諭すことは当然必要なが、やはり行政の外に向かっては、職員ともどもにやっていく、職員の至らない点は、市長・幹部職員が至らないためであると、こういう姿勢で外へ向かわなければ、

一体感というのは醸成できないのではないのでしょうか。その点について、いかがお考えなのかはご返事をお願いします。

また、助役さんの方で、職員は頑張って、努力をして、コスト意識を持ってやってきたというお話ではありますが、全くなかったわけではないでありましょうが、現在のこの財政危機に至った中に、職員として、あるいは幹部職員、経営者として、いまだ不十分だった点はあると考えておるのか、今までどおりにやっていけば十分だという意識でやっているのかお尋ねします。

最後に、市町村合併については、あくまでも1市5町の足並みを前提で考えて、それでやるというお話でしたが、ならば西伊豆町が参加をしない限り1市5町の合併はない、現時点では合併はないという理解でよろしいですか、あえて確認のため再質問をさせていただきます。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 南豆製氷の予算化等の問題につきましては、12月に買い取り表明ということでございますけれども、まだいろいろ起債の方法と か、当然、登録文化財の指定を受けることによつての起債ができるということでございますので、当然そういう準備等の時間も必要であったというふうに理解をしております。

それから、伊藤議員が言った準用再建団体、思い悩んでいるということでございますけれども、国にお任せした方がよいというようなご発言がありましたので……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） そうですか、ではそれは私の聞き間違いだったと思いますが、準用再建団体にした方がよいのではないかと、あるいは国に任せて再建団体にした方が再建ができるのではないかと、私は質問の中でそういうご理解をしたものですから、それは絶対してはいけなないと。やはり我々とすれば、自分たちで再建団体にならないように、いかに努力するかということをお願いしたわけでございますけれども、議員が暴言だということであれば、それは訂正をさせていただきます。

それから、職員との一体化ということは、当然これは管理者としてすべきであろうかと思いますが、ただ、やはりこういう思いは、すぐにいろいろな思っていることをどんどん出して、やはり最終的に職員と私が一体化になるという方法論もあろうかと思ひます。

ですから、あえてそういう中で、私自身としても民間の企業の社長であれば、社員の悪口も言ひます。それでその社員ができない能力のある人間だったらやめさせます。そういう方

法論をいろいろとるわけでありますから、決して社長と社員がすべて一体化という中でもありません。やっぱり悪い職員に対しては、そういうことを言いますし、何らかの形でのペナルティーを課すということは当然やるわけでありますから、そういう思いでちょっと言った部分があるかと思えますけれども、当然、市長と職員、一体化ということは必要でありますので、これからもいろいろな形の中で意見交換等をしていきたいというふうに思います。

合併の問題でありますけれども、西伊豆町が抜けた場合ということは、先ほど答弁申し上げましたように、私どもはすべての残りの5人の首長さんは、西伊豆町さんと一緒にやりましょうという投げかけをしておりますので、そういう想定をしての入りかたはしたくないという思いでございますので、ちょっと仮定の話はできません。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 南豆製氷の件でございますが、説明会の中でも 18年度予算に入っていないことを説明すべきではなかったかというような質問であったかと思えます。

18年度予算、計上するに当たっては、十分に議会の皆様方の理解、また再三言っております市民の方々の盛り上がり、理解、こういうものが得られて初めて 18年度予算に計上できるということになりますものですから、あの時点においては、市長としては、何回も言っていますように、まちづくりの方策の一つとして、どうしても残したいという強い意思表示はさせてもらっておりましたが、予算ということになれば、もう少し皆さんと議論をしなければならぬということで、初めから当初予算は難しいなという判断をしておりましたものですから、あえてこれは2月 11日ですか、説明まではしなかったというのが実情でございます。

それから、先ほど財政の見通しの中で、20億円の不足の対応がまだできていないと。目標をしっかりと設定すべきだということで、これは当然やはりあの時点で、43億円の不足財源が見込まれるという中で、この5年間の不足を、どういう形で解消していくというものを具体的に説明できればよかったんですが、そのときにも説明いたしました。現在、内部において集中改革プランの作成を今急いでいると。また、平成 18年度から新たな大綱もできるというようなことで、それらを見据えながら、年度末にかけまして、大変忙しい時期ではございますけれども、何としてもそれらの財源不足の解消策をつくっていきたいという思いの中でありましたから、しっかりと目標を定めてやることは間違いないことではございまして、その目標のキーといいますのは、大変、市長からも職員等々の休職の問題もありまして、厳しい状況下ではあります。やはり大変、市民も不安に思っているのも現実であります。早い時

期に公表をしたいと思っております。

それから、コスト意識、職員がこれで十分なのか、今までどおりでよいのか、どういうふうに考えているのかということですが、今までも財政の編成説明会等々におきましても、私の方からあえて一つ二つの事例を挙げまして、こういう事例ではなかなか経費の節減は思うようにはいかないよというようなことで決定をしまいできております。

最近、本当にもう財政の厳しい状況も必要以上にあるわけですから、職員全員がこういう状況を的確に認識をしながら、先ほども言いましたように、コスト意識、十分に皆さんが持ちながら、むだな経費を使わない、税は市民から預かっている税だという意識の中で、選択をしながら最小限の事業、こういう意識でいっていることは確かでございますので、職員も大変、意識改革をいただいております、そういう意識の中でいけば、必ずこの20億円、今言う20億円は、解消できるのかなというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） まず、財政再建団体については、私の発言が暴言ではないかということについては、訂正をすることですので、訂正をしてください。

私は今も実は思い悩んでおるのは、今の行財政改革が市民の負担増、あるいは市民サービスの低下、こういう形でどんどん進むのであれば、そして期限がいつまでできるのかわからない、いつまでも続く危機的な状態、こういうことであれば、やはり思い悩むわけでありませぬ。

したがって、行財政改革は期限を持って、いついつまでにやり抜くと。この危機はいついつまでに克服するんだと、こういう改革への姿勢、これが私は本当に必要だろうというふうに思います。

それから、先ほど助役の中に、市長となり、さまざまな政策の実現を図る、市民から選ばれた者であるからなる発言がありました、議員も、市長ほどではないにせよ、やはり住民から選ばれ、住民からさまざまな住民要求を受けながら活動しているわけでありませぬ。

しかしながら、今年度予算の編成段階においては、議員さんの要望は一切こたえられませぬというような姿勢が表明されているわけでありませぬ。その辺については、どのような整合性を持たれておるのかお尋ねします。

職員については、社員をやめさせたり、当然注意はすると。それは当然注意はしなければいけません。しかし、職員はやめさせることはできません。そういう問題よりも、むしろ外に向かって発言する、つまり職員を自分の部下として外に向かって発言する立場と、

上司として管理者として職員に向かう立場、これは全く違うのではないかなというふうに私は考えます。

しかし、市長が今後も職員についてはよく指導管理をし、市民から苦情が来ないような方向でいくということであれば、お願いをして、この質問については終わりたいと思います。

助役の、職員はコスト意識を持ち、改革意識を持ってやっておるという答弁であります。私は行政の無謬性 行政は決して過ちを起こさないという立場、これを文字どおり助役が体現しているのかなと。人間であれば、失敗もあれば至らないところもあるわけですが、職員についてはそういうことはないというお話でありますから、ここは受けますが、私はそうではないと。職員も頑張っておられたろうが、しかしこの財政危機になったことに、職員にコスト意識の不十分性がなかったとは思えません。1点、ベイ・ステージは、コスト意識の観点から言って十分なものであったのかどうかお尋ねいたします。

市町村合併については、あくまでも西伊豆町の参加をもってやるということであります。新法の期限までは約4年ありますから、3年ぐらいはそれで待ち続けても構わないかとは思いますが、新法の期限までには、やはり私は県の支援が、あるいは受けられない可能性はあるにせよ、やはり合併はしっかりやる必要があるのではないかと。やはり期限4年を見据えながら、万が一西伊豆町の合併がなくても、それで下田賀茂地域は合併をしませんでしたと、こういうことがあってはならないと思います。

まだ時間が残されておるので、いましばらくは経緯を見させていただきますが、ぜひ市長にあっては、合併は何としてもやるという姿勢だけは、崩さずにやっていくようお願いしておきます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 行財政改革、改革の姿勢ということで、これは市民の負担を招いてはならないという姿勢の中での行革だということでございまして、当然にそういう考え方は持っておりますが、しかし、先ほど来何度か述べさせていただいておりますように、内部の努力等々によりましての一定の大きな成果は上げてきておりますが、今の三位一体の改革をする国に沿って、やはり財政力の弱い自治体ほど、もうめためたになっているのはご承知であらうかと思えますし、他の自治体のことを言うのも なんですが、賀茂郡内の自治体、新聞等々でトップの答弁を見てみますと、やはり大変な事態になっている、また隣の熱海や伊東を見てみましても、あれだけ財政力豊かで、伊東にしても数年前までは不交付団体であっ

たものが、昨今の新聞等から見ても、財政の健全化債を3年連続で借りて10億円になりつつあると。また、退職金の10億円弱がなかなか財源確保ができない。熱海においても、現在、交付団体ではございませんけれども、やはり職員への給与のカットについても、もう特別職以外申し入れをするというようなことといったような状態を見ますと、これはもう内部努力だけではなかなか難しい。

そうはいつでも、先ほど来言っていますように、やはり一層の行革を進めながら、何としても、難しいといいながらも、何とかしなければならない。その手法を今詰めております。でき次第、本当に早い時期に公表をしたいと思っております。

それから、18年度予算編成に当たって、議員の要望を聞かない。これは聞かないというよりも、今年度は何度か申していますような事情の中で、聞いてもと。なかなかその場でお答えができないという大変苦しい立場の中で、ただ伊藤議員言われるように、当然に市民の代表として、市民の要望を当局側へ伝える責任があるんだよということは承知しておりますので、できましたら文書でお願いをしたいと。我々がその文書の中から、議員、また議員の後ろにいる市民の方々の考え方、要望がどういうものであるかということは、常々頭に入れておきたいという思いの中で、そういうお願いをしたところでございます。

それから、最後のベイ・ステージのコスト意識でございますが、十分であったかということでございます。

当時は、ご承知のとおり32億円の事業費の中で、9割は起債が受けられますよと。それからその起債の2分の1の元利償還は、交付税で措置されます。それからそれ以外に、県が7億円の飛躍のまちづくりの交付金をくれたわけでございまして、この7億円のうち一部ベイ・ステージ建設に充当いたしました。4億円超えるものは、やはり残額の減債に積み立てて、毎年の起債償還額を1億円以下に抑えようという、そういう手法の中で、積み立てを越える分については、減債基金からプラスアルファして返していくと。

そういう中で、この事業が、再三議論をしたとおり、下田市の活性化のために、何とか閉塞感解消のために、ぜひ必要だという、やはり多くの方々の判断の中で、そういう事業を着手、実施、生かしているわけでございまして、これがコスト意識十分だったかということでございますが、先ほど来言っていますように、やはり町の将来を考えたときに、必ず生かせると、そういう思いの中で有利な財源確保をしつつ、事業に着手したということでございます。それらを総合的に判断した結果であろうかと思えます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 助役さんに、今、ベイ・ステージについてご説明を受けたのでありますが、町の将来に今現在ベイ・ステージは役に立っており、30億円の投資をした成果が出つつあるというお考えなのかどうか、再度お尋ねします。

私の一般質問の中で、下田市職員だけがコスト意識がないという話ではなく、公務員一般についてコスト意識が欠けるのではないか。それは民間が利益を求めて、お客さんから1円のお金をもらうのにも汗を流さなければならないのに比べ、税金という財源の中で事業を行う、あるいはコストに関係なく、法律、条例で義務づけられ、住民のためにやらなければならない事業を持っている公務員というのは、必ずしも意識の中にコストを必要としなかった面、必要としない事業を持っておるわけです。

しかしながら、政策として行う事業の中には、コスト意識を持たなければならないものと、この2つが同時にあるわけです。そうした中で公務員については、民間と比べれば、その性格上やむを得ない面があるといいながらも、まだまだコスト意識は不足をしているという指摘をさせていただいたわけでありませう。

議長（森 温繁君） 残り時間少々です。

3番（伊藤英雄君） では、その答弁を。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目のベイ・ステージの成果でございますが、いろいろと 当議会においても議論をいただいております、ご承知のように道の駅化になりました。あそこの施設への来遊客は飛躍的に伸びていることは、もう実績として間違いなく出ております。

ただ、4階の通史の施設につきましては、なかなか入場者が少ないというようなことで、採算ベースにはほど遠い結果となっております。

しかし、言いましたように、あそこの出店をしている方々も、大変やはりお客が来るという意識の中で、また前向きにいろいろな充実策も今検討しているところでございまして、今後もあそこを拠点としたまちなかへの導入を図って いくには、十分なお客が寄るなというふうに思っております、これから、いろいろありましたけれども、何とかさらなる有効活用が可能な施設であるというふうに考えております。また、そういうふうに頑張っていきたいと思っております。

先般も駐車場が、何か道の駅化になって、無料になったというような新聞記事がちょっと載っていましたが、これは定期といいますか、月々決まった台数 4台から 50台は確保してございますので、今まで 100円等々を取っていた収益は、間違いなく定額料金の中

で確保できておりますので、決してすべてが 無料になったのではないということだけは、つけ加えさせていただきたいと思います。

それから、公務員全体のコスト意識ということでございます。

最近、やはり再三言っておりますように、少数精鋭でいかざるを得ない状態の中で、職員には自分の仕事を持ちながら、最初は会議が多いな、研修が多いなと、少しばかり不満があったのですが、これも今言ったように精鋭でいくしかない。そのためには自己研鑽はもとより、やはり行政としても、職員の研修は重要なポイントになるなということで、積極的な職員研修を行っております。いろ いろなプロジェクトを、若手職員を仕立てまして、それぞれのテーマに沿って研修をさせ、また定期的に発表もさせている現状から見ますと、職員も本当に意識改革が進みつつあるなど。平成 18年度予算におきましても、これからご審議をいただきますけれども、そういう研修の費用については、厳しい中でも計上をさせていただいております。

そういうことで、すべての職員が間違いなくコスト意識を持っているという気持ちは持ちたいのですが、まだまだ、今言いましたように、すべての職員ということになりますと、胸を張って言える状態ではないということも承知しておりますので、すべての職員が持てるように、研修を中心に、これからも人材育成に努めてまいりたいというふうに思っております。
議長（森 温繁君） 3 番。

3 番（伊藤英雄君） わかりました。ベイ・ステージについては、議会も行政ともども、その有効活用というものをともに考え、これからの下田市について、その発展と行財政改革を一緒に進めていきたいと思っております。

最後に、助役さんに一つの言葉をプレゼントして終わりたいと思います。

「反省なきところに進歩なし」であります。

ありがとうございました。

議長（森 温繁君） これをもって、3 番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 14 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 14号 市道の路線変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第 14号 市道の路線変更についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の 13ページと条例改正関係等説明資料の 7 ページをあわせてご覧願います。

議第 14号 市道の路線変更について、下記の路線変更をしたいので、道路法第 10条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、踏切遮断機施設設置による通行の安全を図る公益的見地から、市道の終点を変更するものでございます。

市道高根 2 号線の終点を、下田市河内字中河内 78番 1 地先から、下田市河内字中河内 789 番 1 地先に変更し、延長を 184.3メートルから 192.3メートルと、赤色で着色してある部分の 8 メートルを延長するもので、幅員は 2 メートルでございます。

平成 17年 8 月 26日に発生しました河内地内の踏切におけます死亡事故後、踏切の設置者であります伊豆急行株式会社と安全対策について協議を重ねてまいりました。

住民以外にも、行楽シーズンにおける高根山へのハイカーなどは、危険を知らず通過しているケースが多く見られ、河内区から安全対策の要望書も提出されております。

市といたしましても、二度とこのような事故が起こらないよう、伊豆急行株式会社に対し、踏切遮断機の設置を要望してまいりました。

今回、伊豆急行株式会社は、踏切道改良促進法に基づく踏切安全設備整備国庫補助事業を活用して、踏切遮断機設置を進めることといたしました。

踏切道改良促進法による踏切道とは、道路法に基づく道路で、市道に認定された道路となりますので、現在、踏切の手前が終点である市道高根 2 号線に踏切が含まれるよう、市道終点位置を変更するものでございます。

以上、簡単ですけれども、議第 14号 市道の変更についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 14号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議第 15号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次に、日程により、議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（森 廣幸君） それでは、議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、14ページをお開きください。

今回、本条例の提案理由といたしましては、下田市立学校等再編整備審議会を設置するためでございます。

それでは、お手元に配付してございます条例改正等説明資料により説明させていただきますので、資料の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、別表に附属機関の属する執行機関としまして、教育委員会、附属機関名としまして、下田市立学校等再編整備審議会、担任する事務といたしまして、学校その他の教育機関の教育環境の向上と効果的活用を図るため、学校等の再編整備について調査審議し、教育委員会に答申する事務を新たに別表に加えるというものでございます。

大変恐れ入りますが、14ページにお戻りください。

附則でございますけれども、本条例は平成 18年4月1日から施行したいというものでございます。

簡単ではございますけれども、以上で議第 15号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 附属機関というのは、執行機関の補助機関としての地方自治法上で認められたもので、審査、諮問と、こういうふうなことであるわけですが、今回の説明を聞いておきますと、地方自治法上の委員 会のもとに附属機関を設置するというの、自治法上の関連性というのはどうなっているかお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） この関係につきましては、地方自治法第 202条の3の中に、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところに、その担任する事務について、審議又は調査を行う」ということがございます。それに基づいて、教育委員会としまして諮問をしたいと、こういう内容のものでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 普通、我々が今日まで附属機関について議論したのは、地方公共団体の執行機関としての、大筋で言えば市長の一つの補助機関としての附属機関というものがあつたわけです。今回初めて地方自治法上の委員会ですね、簡単に言えば、この先、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等、一種の地方自治法上の委員会があるわけで、僕はやはり委員会のもとに附属機関を置くというのは、よほどのことがないと置くべきではないと思うんです。

なぜならば、委員会がそういう責務を負っているのではなからうかと。委員会がまた下請に出してやるというのは、これはやっぱり委員会の責任放棄や委員会の委員会たるものを超えているものになると思うんですよ。

少なくともこの種の問題については、基本的には教育委員会が真剣に議論して、そういう問題を出して、市民的な議論なり議会の議論にかけるといふ、こういうものが常道だと思うんですよ。委員会が自分では何もしないで、何か附属機関を設けて、そしてそこで大事な教育施設の廃置分合、統廃合を含めて、あるいは教育施設の整備をやるという、これはちょっと本末転倒ではないだろうか。どうです、教育長、教育委員会としての考えはどうい うものでしょうか。

議長（森 温繁君） 教育長。

教育長（高 橋正史君） 学校等いろいろな教育施設の統廃合というんですか、そういうようなことについては、教育委員会がすべてやれというふうな形ですけども、中心はむろん私たちですけども、やはり他市町村を見ましても、また本市においても、非常に大きな問題

だろうというふうに思うわけです。

そういう面で、こういう審議会を設けて、慎重な審議の上に私たちも判断をしたいという
ような形の中で、規則を設けさせてもらいましたということです。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 慎重な審議と言いますが、教育長、この点についてのこれまでの教育委員会の議会への対応、実質的な統廃合、あるいは幼保一元化に対する対応というのは、既に基本的な考え方が示されて、一応もう既に出発しているわけです。浜崎幼稚園の廃止ということで、もう既に出発しているわけです。

ですから、やはりこの際は教育委員会を中心として、現状というものをきちっと分析しておやりになるというのが妥当で、あなたのおっしゃるように大変な問題だから委員会を設けて云々というのは、ちょっともう少し事態が違っているのではないかと。もう既に教育委員会も幼保一元化で走り出す、さらに幼稚園の統廃合に走り出す、そして当面、小・中学校の統廃合論というのは、基本的には教育委員会の方からは出てこないんです。出てきているのは、とりわけ幼稚園、保育園との幼保一元化、これはもう何年この方こういう議論をしていると思うんです。最後に今度は委員会だと。これは一種の時間稼ぎのようなものになってしまっているのではないかと、なると思うんですよ。こういうことは屋上屋を重ねる議論で、やはりそういう点はちょっと問題があるのではないのでしょうか。教育委員会のお考えというのは、どんなものでしょうか。もうこれ教育委員会、私らわからないから、ではひとつ委員会でやりましょうと、こういうことでしょうかね。

議長（森 温繁君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 再度のお答えをしたいと思いますけれども、やはり幼稚園、小学校、中学校の統廃合というのは、大変大きな問題だというふうに思います。むろん教育委員会が責任放棄するという形ではなくて、いろいろな地元の方、関係者の方々、それぞれの意見を聞きながらというか、それを参考にしながら、私たち自身も判断したいと思います。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 15号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 続きまして、議第16号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、16ページをお開きください。

今回、本件条例を改正する提案理由につきましては、下田市立浜崎幼稚園を下田市立下田幼稚園に統合することにより、浜崎幼稚園の給食を廃止するというものでございます。

次に、お手元に配付してございます条例改正等説明資料により説明させていただきますので、資料の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、学校給食共同調理場の設置、管理、運営に関し規定しているものですが、今回改正したいのは、第2条中、下田市立浜崎学校共同調理場の対象学校のうち、18年4月より廃園となります浜崎幼稚園を削るというものでございます。

大変恐れ入りますが、16ページの方にお戻りください。

附則でございますが、本条例は、平成18年4月1日から施行したいというものでございます。

簡単ではございますが、以上で議第16号に関します説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第16号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、議第 17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の 18ページをお開き願います。

条例改正の前に若干説明させていただきます。

高齢者とか若者、子供、障害のある方など、すべての人々が同じように文化に触れて、交流の場として、また虚弱の高齢者とかその家族の身体的・精神的支援をしていくため、総合施設が必要であるという市民要望を受けまして、昭和 62年度、市内の中心地 市民文化会館と同じ敷地に、高齢者福祉と社会福祉の総合的な会館といたしまして、高齢者の総合福祉会館が建設されました。

昭和 63年 4月から、老人福祉センターを社会福祉協議会に管理委託するという形で開館し、また同年 10月からは、老人のデイサービスセンターを市直営により開始してまいりました。

その後、平成 12年度、介護保険制度創設を機会に、下田市が居宅介護支援事業者としての指定を受けまして、総合福祉会館内において通所介護サービス事業を開始 したところでございます。その際、デイサービスは社会福祉協議会に事業実施をゆだねたらいかがかという議論もあったわけですが、諸事情により市が引き継いだ形で直営で実施してまいりました。

しかし、その後、情勢の変化によりまして、平成 15年 6月、地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の指定管理者制度の導入を契機として、総合福祉会館の管理運営のあり方につきまして、いろいろな角度から検討を加えさせていただきました。

そのような流れを受けまして、平成 16年 3月市議会定例会におきまして、総合福祉会館設置管理条例の全部改正と同時提案により、社会福祉協議会を指定管理者として、総合福祉会館の管理を代行させる議案を上程し、いずれも議決していただいたところでございます。

このような経過を踏まえた上で、平成 16年 4月から通所介護サービス事業を市直営から社会福祉協議会に引き継ぐとともに、生きがいデイサービス事業につきましても、社会福祉協議会へ委託して現在に至っていると、このような経過があるわけでございます。

それでは、議案件名簿 18ページでございますが、議第 17号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例を、別紙 19ページでございますが、別紙の内容のとおり制定するものでございまして、提案理由は、下田市総合福祉会館における事業の追加及び老人デイサービスセンター内において、給食を利用する者の利用料の改正を行うためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

恐れ入ります、説明資料の 12ページ、13ページをお開き願います。12ページは改正前、13ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正をさせていただくところでございます。

改正内容につきまして、まず 13ページをご覧くださいと思いますが、本日、字句の追加修正をお願いしました第4条でございます。第4条第2号中、「指定通所介護事業」の次に「及び指定介護予防通所介護事業」を加えるものでございます。

現行の指定通所介護事業は、介護保険法第70条に基づき、都道府県知事が指定した指定居宅介護サービス事業者による介護保険法第4条に規定する通所介護事業（通称デイサービス）と言われている事業のことですが、このたび介護保険制度の基本理念でございます高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくための介護保険制度の大幅な改正がございました。その大きな柱の一つであります予防重視型システムへの転換の具体的な方策としまして、介護度が要支援レベルの軽度な方を対象としまして、要介護状態の軽減とか、悪化防止に効果的な新予防給付が創設されるところでございます。

新予防給付と言われます介護予防サービスには、介護予防訪問介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護などの種類がありますが、総合福祉会館内におきましては、現在、介護給付事業の居宅介護サービスとして実施しています通所介護事業に、新たに予防給付事業の居宅介護予防サービスとして、改正介護保険法第115条の2に基づき、都道府県知事が指定した介護保険法第53条に規定します介護予防通所介護事業を加えて事業実施していくため、今回、条例改正をお願いするものでございます。

続きまして、第5条第5項第3号中「350円」を「500円」に改めるというものでございます。

これは、現在、総合福祉会館の老人デイサービスセンターにおきまして実施しているデイサービス事業、この事業は介護保険法の適用事業と介護保険法の非適用の方々に対して、老人福祉法の基づき提供しているサービス（いわゆる生きがいデイサービス、この2つの事業を実施しております。その給食を利用する方に対しましては、利用料として1食につきまして350円いただいているところでございます。

また、この利用料とは別に、介護保険の適用デイサービス利用者につきましては、昨年9月までは食事加算として1食当たり390円が保険給付として事業者に入収されていましたが、負担の公平を図る観点から制度改正が行われまして、ご承知のように昨年10月から介護報酬

の食事加算が廃止され、介護保険からの収入がなくなりました。

現実的には、350円という金額では食材料や調理費、栄養管理費用その他諸経費を賄うことができないわけですが、できる限り利用者にご負担をおかけしたくないということで、昨年10月の制度改正以降も据置きしてきたところでございます。

しかしながら、18年度からはやむを得ず500円、額にして150円の引き上げをさせていただきたいということで、ご提案申し上げるものでございます。

なお、500円に設定させていただきました根拠でございますが、介護保険制度によります施設サービスに係る食費の基準費用額、改正後、日額1,380円でございます。月額4万2,000円、1食当たり約460円になります。これに準じて、460円、さらに施設の配せんとか、あるいは賄いのコストを加えまして、500円という形でご提案を申し上げるものでございます。

それでは、議案件名簿の本文19ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 総合福祉会館の施設の維持管理と、今お話がありましたように介護保険の適用、介護保険制度が生まれる前から下田市の先進的な事業として進めてきたデイサービス事業、こういったものが、下田市の社会福祉協議会に指定管理者として一括して事業が行われたと。その結果、デイサービスにおける事業収入、あるいは今回の介護予防にかかわる事業収入、その他、総合福祉会館をセンターにして行う在宅サービス、こういったものに対する総収入が、社会福祉協議会に入るようになったわけですね。

したがって、その点について、本来の指定管理者制度に当たっての基本的な考え方は、施設を使って行う、そういう収益事業の収益の状況がどうなっているのか、そしてそれに伴って管理委託料というものをどうするのかという、こういうものが常に検討されなければならないと思うんです。

したがって、今回の条例改正の中で、通所のデイサービスに加わっている介護保険認定者のサービスと、そして介護保険適用以外のいわゆる独自の老人福祉の事業と、こういうものが合体して行われているわけなんです、それらに対する食事の給付を、現行390円を500円

にする。高齢者にとっては、やはりこれまでは介護保険の場合には、一応、要するにそれについては自己負担、食事の自己負担はなく、保険者の負担であったと。それが 10月から利用者個人の1割負担にあわせて、食事まで今度は負担しなければならなくなったと、こういうことになるわけですね。

今まで介護保険が適用されていたデイサービスを使った人は、今までただで 昨年10月までね、要するに介護保険の枠内で給付を受けて、食事をサービスされたと。それが今度の改正によって、突然これから先、500円の食事代を出さなければならないと、こういうことになるわけです。

そうしますと、これは極めて高齢者に対する、1日 500円、25日、あるいはあれすると相当の金額になるわけです。1万円以上になる。わずかな年金で月額1万円余の食事代を出すというのは、極めて老人福祉の理念に反することではなかろうかと。

そこで、私は一度、この議案を審査するには、先ほどから申し上げているように、下田市の社会福祉協議会の老人福祉センターの事業の展開等々にかかわる総費用と総収入の関係をもって、これは見る必要があると思うんです。当然そういう資料は、指定管理者制度を採用した時点で、各年の実績報告書というのは、市の方に提出されていると思うわけです。

そういう点で、総合福祉会館の社会福祉協議会の指定管理者ということについての実績報告書というものを、やはり資料としてきちんと出していただいて、こういう実態にあるのでやむを得ない、あるいはこういうことなんだという、そういうことでないと、これはやみくもに通所の高齢者に大きな負担をかけるという、こういうことになるとは思います、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） このたびの条例改正の大きな理由でございますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、昨年9月までは食費の自己負担分ということで、まず介護保険の適用者につきましては、350円の自己負担プラス保険から390円いただきまして、1食当たり740円の経費で給食を提供してきたところです。社会福祉協議会につきましては、これでも、その390円を保険から収入していたわけでございます。生きがいデイサービスにつきましては、350円だけ利用者からご負担をさせていただいたところでござい ます。

ところが、昨年の10月から保険法の制度改正によりまして、その390円が来なくなりまして、350円で材料から人件費から手当てしていかなければならないと、こういう事態になったわけですが、この3月まではご負担をなるべくおかけしない、そういう考え方から、引き

上げをしてこなかったところでございますが、来年度からこの 350円を 500円に引き上げさせていただきますというお願いでございます。

それで、社会福祉協議会の費用でございますけれども、当然、自主事業としまして、介護保険の指定支援事業者としての事業をやっているわけですから、その中である程度生まれてきた利益、これを実はデイサービス事業の方に手当てした中で、実質的なデイサービスの食事提供事業につきましては、赤字で現在賄っている状況でございます。

それで、当然、社会福祉協議会、指定管理者として指定を受けているわけでございます、毎年実績を上げていただいておりますので、その内容につきましては、また後日、お示ししていきたいというふうに考えておりますので。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 今、課長が説明されたように、社会福祉協議会が行うデイサービスや、あるいはその他の介護保険事業にかかわる諸事業、それにおけるものについては、管理委託料を払っているのか払っていないのか。

今後、基本的には指定管理者の行う事業、あるいはその施設の使用料、この場合にはデイサービスの使用料、あるいはその他の法定外の事業、あるいはその他、総合福祉会館を一つのセンターとして行っている社会福祉協議会の独自の在宅介護等々の総収入の状態に対して、これはやはりその部分と施設の管理という2つの部分があると思うんです。

ですから、これは単純に条例上のことで500円になるんだということではなくて、指定管理者の指定管理料との絡みの中でどうかという、こういう検討をすべきだということが自分の意見なんです。

そこで、先ほどから言っているように、指定管理者に対する指定管理料、そしてそれに対する、要するに施設を利用しての事業展開による収益、こういったものがどうなっているのか、こういうものの中で検討されるべきだということで、その指定管理者の実績というものがどうなっているのか、議会審議中にでも出していただいて検討させていただきたいと。いかがですか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 社会福祉協議会の決算状況につきましては、こちらの方に資料も参っておりますので、この議会中にまたお示ししたいと思います、デイサービスにつきましては、当然、生きがいデイサービスは、先ほど申し上げましたように老人福祉法に基

づく事業でございます、この事業につきましては、市の方で委託している事業でございます。

〔「結構ですよ」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 42頁中の通所介護事業の次に、指定介護予防通所事業 を加えると、こういうことに改正するというところでございますが、現在実施しております生きがいデイサービス、それから通所サービスとしてのデイサービス、これらの関連と、新たに指定介護予防通所事業というのは、どのような事業を展開するのかと。しかも、総合福祉会館の使用する場所というのは、恐らく1階部分で行うというような形でしか、ちょっと想定がつかないんですけれども、どのような場所で、どういう事業を具体的に展開するのかということになりますと、現在の生きがいデイサービスとデイサービス事業との関連といたしますか、そういうものが、どういうぐあいに想定をされているのかお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 現在実施しております通所介護事業によるデイサービス、それから生きがいデイサービス事業、これは同一のフロアで行っております。

ですから、事業実施につきましては、色分けというのは、なかなか難しいものがございませけれども、内容的なものは同じような内容で実施させていただいております。

今後、予防給付、要するに介護予防への重点化という形の中で計画している事業でございますけれども、当然いろいろなメニューが考えられますが、筋力アップのためのトレーニングとか、あるいは専門的な知識を有した方を招いて、そしゃく力の引き上げとか、そういったもの、あるいは栄養改善の指導助言、そういったものも取りまぜながら、今後実施してまいりたいというふうに考えております。

ですから、介護認定を受けている方と受けていない方との違いですけれども、比較的軽度の方を対象とした事業でございますので、なかなかその辺は明確に区分するのが難しいし、また場所も、なかなか見つけるのも困難な状況がございますので、今後どのような形で事業実施をしていくのかにつきましては、詰めていく必要があると思っておりますけれども、内容的なものにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 概略、理解させていただきましたが、一定の疑問としまして、そんな

に広い場所ではないと思いますので、場所上の問題、それからこの事業を行うには、当然それを実施する人材といいますが、人的資源の問題があろうかと思います。

恐らく今のこの形態でいきますと、社会福祉協議会の方に指定管理、あるいは委託するというようなことが想定されるのではないかと思いますけれども、そこら辺の実施方法は、そういう理解でよろしいかお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 今回の条例改正で追加をお願いしました指定介護予防事業につきましては、指定介護予防の事業者としての指定を県知事からいただく形になります。その指定を受ける事業所というのは、今のところ居宅指定介護支援事業所、これがすべて予防の方にも移行するという形でとらえておりますので、社会福祉協議会だけがこの新予防給付の事業を展開していくということではございません。それは予防のケアプランを立てる中で、そのご利用者の方がどこの事業所を選択するのかという形になりますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 17号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第 18号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、議第 18号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

お手数ですが、議案件名簿 20ページから 22ページをお開き願います。

下田市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙 21ページ、22ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、平成 18年度から平成 20年度までの3年間の介護保険料率を定め

させていただくというものでございます。

平成 12年度に介護保険制度が創設されて、この4月で丸6年を経過しようとしております。ご承知のように介護保険事業計画は、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行うということで、平成 12年度から 14年度までを第1期、そして平成 15年3月に第2期の介護保険事業計画を策定しまして、平成 15年度を初年度として、本年度が第2期計画の最終年度となっております。

そこで、第3期に向けて、介護保険事業計画を本年度中に策定する必要があるため、これまでアンケート調査の実施など、計画策定の準備を進めてまいりました。そして昨年 10月 19日に、附属機関の下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会に対しまして、第3期介護保険事業計画の策定について諮問し、都合4回の会議を経まして、本年2月 22日に答申をいただき、翌23日に開催されました市議会全員協議会におきまして、その概要を説明させていただいたところでございます。

なお、先ほども触れましたが、これまでは5年を1期として3年ごとに保険料率の見直しをしておりましたが、第3期からは計画期間も3年としまして、3年ごとの保険料率の見直し時期と整合させることとしております。

保険料率は、介護保険法第 129条第2項によりまして、「政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって定める」と規定されておりまして、改正介護保険法施行令が平成 18年政令第 28号としまして今月3月1日に交付され、4月1日から施行されることとなり、これにより定められた新たな保険料率基準を受けまして、条例改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の 14ページ、15ページをお開き願います。

14ページは改正前、15ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、第5条の保険料率ですが、改正前の平成 15年度から平成 17年度までの各年度における第1号被保険者に係る第5条第1号から第5号までの区分に応じて定められた保険料率に対しまして、平成 18年度から平成 20年度までの各年度における下田市の保険料率を、改正後の政令で定めた保険料率の算定に関する基準を適用しまして、第1号から第6号の区分に応じ、それぞれの額を定めるというものでございます。

さらに、現行の保険料団段階につきまして、所得階層に応じ5段階区分としているところ

ですが、第2段階に属する低所得者層につきましては、その負担能力に配慮することとして細分化を行い、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料段階を設定するという考え方から、改正後の政令に基づきまして、保険料段階6段階制を採用することとしたものでございます。

それでは、改正の具体的内容につきましては、第5条中「平成 15年度から平成 17年度まで」を「平成 18年度から平成 20年度まで」に改め、次に同条第1号ですが、「介護保険法施行令（平成 10年政令第 412号）第 38条第1項第1号に掲げる者 これらの方々は、生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者が対象でございますが、政令によりまして、保険料率が基準額の 0.5 4分の2と定められております。

基準額は、後ほどご説明申し上げますところの第4号に掲げる額でございますが、月額 3,200円でございます。したがって、第1号に係る改正前は年間保険料 1万 5,600円、基準月額 2,600円掛ける 0.5掛ける 12カ月ですが、改正後は 1万 9,200円、基準月額 3,200円掛ける 0.5掛ける 12カ月となるものでございます。

改正後の第5条第2号は、改正後の政令第 38条第1項第2号に掲げる者ですが、この対象者は、現行の第2段階に属する低所得者をさらに2段階に細分化して、生活保護者に準じた階層として位置づけたものでございます。

したがって、改正前後の金額を比較してご覧いただければおわかりのように、改正前の第2号に属する方が、そのまま改正後の第2号に対応しておりません。ご留意いただきたいと思っております。

改正後の第2号は、対象者が「世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得額プラス課税年金収入額が 80万円以下の人」でありまして、保険料率につきましては、基準額の 0.5 2分の1と政令で定められております。

したがって、改正前の第2号は、年間保険料 2万 3,400円、基準月額 2,600円掛ける 0.75掛ける 12カ月ですが、改正後は 1万 9,200円、基準月額 3,200円掛ける 0.5掛ける 12カ月となるものでございます。

改正後の第5条第3号は、現行の第2段階に属する低所得者を、さらに2段階に細分化したもののうち、世帯全員が住民税非課税であって、保険料段階が第3段階以外の人で、保険料率は基準額の 0.75 4分の3となるものでございます。

したがって、改正前の第3号、基準月額に属する段階ですが、年間保険料 3万 1,200円、基準月額 2,600円掛ける 1掛ける 12カ月ですが、改正後は年間保険料 2万 8,800円、基準

月額3,200円掛ける0.7掛ける12カ月となるものでございます。

改正後の第5条第4号は、改正後の政令第38条第1項第4号に掲げる者で、世帯のだれかに住民税が課税されているものの、本人は住民税非課税の方でございます。この保険料第4段階が、第3期の介護保険料基準率4分の4で算定して得た額となるものでございます。

改正前の第4号は、年間保険料3万9,000円で、基準月額2,600円掛ける1.25掛ける12カ月ですが、改正後は3万8,400円、基準月額3,200円掛ける1.0掛ける12カ月となるものでございます。

改正後の第5条第5号は、政令第38条第1項第5号に掲げる者で、本人が住民税を課税され、前年の所得金額が200万円未満の方が対象で、保険料率は基準額の1.25、4分の5でございます。

改正前の第5号は、年間保険料4万6,800円、基準月額2,600円掛ける1.5掛ける12カ月ですが、改正後は4万8,000円、基準月額3,200円掛ける1.25掛ける12カ月となるものでございます。

第5条第6号は、政令の改正を受けまして、今回の条例改正により新たに追加した号でございます。本人が住民税を課され、前年の所得金額が200万円以上の方が対象でございます。保険料率は政令により基準額の1.5倍と定めております。年間保険料は5万7,600円、基準月額3,200円掛ける1.5掛ける12カ月となるものでございます。

次に、第7条の「賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失があった場合」につきまして、第3項中「又は第4号口に該当するに至った第1号被保険者」を「、第4号口又は第5号口に該当するに至った第1号被保険者」に、「令第38条第1項第1号から第4号まで」を「令第38条第1項第1号から第5号まで」に改めるものでございます。

これは、改正前の「第4号口に該当するに至った第1号被保険者」とは、生活保護になるかならないかの境界層の該当者のための条項で、本来適用すべき所得段階の人のうち、本来の段階の保険料を適用すると生活保護が必要となりまして、それより低い段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い所得段階の保険料を適用するという、「要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの」という規定につきまして、政令の改正により改めるものですが、第4号口については従前どおりで、「第5号口」を追加したものでございます。

「第5号口」は、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料段階を設定するという考え方から、6段階制を採用することとしたことによる号の追加に伴う改正でござい

まして、第5号口の内容は、第4号口の考え方と同様で、「要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの」というものでございます。

次の「令第38条第1項第1号から第4号まで」を「令第38条第1項第1号から第5号まで」に改めるという改正は、先ほどの説明と重複しますが、改正前の介護保険法施行令第38条第1項は1号から5号までの5号建てでございましたが、保険料段階を6段階制に改めることにより、第6号を追加したことに伴う改正でございます。

第18条は、罰則規定でございます。第18条中「法第3条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加える改正でございますが、これはこれまで要支援と認定された方につきまして、観念的には状態像の変化に応じて区分変更という取り扱いをしていましたが、法令上は新規申請として取り扱ってきたところです。

しかし、介護保険法の改正によりまして、従来の要介護1を要介護1と要支援2に分け、要支援については、要支援1と要支援2という区分ができることとなりまして、法令的にも要支援状態区分の変更という手続が可能となりましたため、要支援状態区分の変更の認定という見出しで、介護保険法に第33条の2と第33条の3が条文追加されたことによるものでございます。

追加されました第33条の3の条文ですが、前段は、「市町村は要支援認定を受けた被保険者につきまして、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと思われるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる」として、職権認定に関して定めたものでございます。

新たな法第33条の3の後段は、「この場合において、市町村は厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対し、その被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分その他必要な事項を記載し、これを返付する」という内容でございますが、この後段で定めた被保険者証の提出に応じない場合には、10万円以下の過料を課することができるというものでございます。

それでは、議案件名簿の本文2ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1条の施行期日は、「この条例は、平成18年4月1日から施行する」というものでございます。

附則第2条は、保険料適用区分の経過措置に関する規定でございますが、「改正後の下田市介護保険条例第5条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度

以前の年度分の保険料については、なお従前の例による」とするものでございます。

附則の第3条は、税制改正によりまして影響を受けます方への特例措置として、「平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例」を定めたものでございます。

税制改正で影響を受け、介護保険料の段階が自然的に上昇する人は、住民税非課税から課税となる本人及び税制改正の影響で住民税非課税から課税となる人が同じ世帯にいる住民税世帯非課税の方でございます。

税制改正の具体的内容は、平成17年度税制改正分におきましては、高齢者の非課税限度額の廃止によりまして、65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の個人の住民税非課税措置の廃止について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることを勘案しまして、介護保険におきましても、平成18年度から2年間にわたり、保険料の激変の緩和措置を行うものでございます。

第3条第1項本文ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 この条におきまして、平成18年介護保険等改正令といたしますが、この附則の第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、条例第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするというものです。

改正令の附則第4条第1項第1号に該当する者とは、改正地方税法附則第6条第2項に規定する者 すなわち平成18年度分の個人の市町村民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者、第2号に該当する者とは、第1号に規定する者と同一世帯に属する者であって、平成18年度分の市町村民税が課されていない者を指すものでございます。

また、第5条の規定とは、平成18年度から平成20年度までの保険料率により算定した保険料の額に関する規定でございます。

ここで、お手数でございますが、お手元に配付させていただいております議案説明資料の23ページ、議第18号説明資料の8枚中の8でございます。こちらをご覧くださいまして、ご説明申し上げます。

説明資料23ページの表でございますが、第4段階のところでございます。基準月額欄が3,200円、年額欄が3万8,400円となっておりますが、税制改正により第1段階から激変緩和措置の対象者につきまして、平成18年度の保険料は年額2万5,300円となり、備考欄記載のとおり基準額の0.66 100円未満切り捨てで算定してありますが、0.66となるものでござい

ます。

説明資料 23ページの表中、第4段階の欄の「税制改正により第2段階からの激変緩和措置の対象者」について、平成18年度の保険料は第1号と同様、年間2万5,300円で、備考欄記載のとおり、基準額の0.66で算定したものでございます。

23ページの表の第4段階の欄の「税制改正により第3段階からの激変緩和措置の対象者」につきましては、18年度の保険料は年額3万1,800円です。備考欄記載のとおり、基準額0.93で算定したものでございます。

説明資料 23ページの5段階の表でございます。基準月額4,000円、年額4万8,000円となっておりますが、税制改正により第1段階からの激変緩和措置の対象者につきまして、18年度の保険料は年額2万8,800円、備考欄記載のとおり、基準額の0.75で算定したものでございます。

第5段階の欄の「税制改正により第2段階からの激減緩和措置の対象者」につきましては、18年度の保険料は、先ほどと同じ年額2万8,800円で、備考欄記載のとおり、基準額の0.75でございます。

同じく23ページの表中、第5段階の欄の「税制改正により第3段階から激変緩和措置の対象者」につきまして、18年度の保険料は年額3万4,900円、備考欄記載のとおり、基準額の0.91で算定して出した金額でございます。

第5段階の欄の「税制改正により第4段階からの激変緩和措置の対象者」につきまして、18年度の保険料は年額4万1,400円で、備考欄記載のとおり、基準額の1.08で算定したものでございます。

続きまして、本文に戻っていただきまして、第3条2項本文でございます。「平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に定める第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする」というものでございます。

この金額につきましては、説明資料の23ページ、先ほどの表でございますけれども、この19年度の欄をご覧になっていただくと、ここに書かれている保険料の金額のとおりでございます。

このように激変緩和の経過措置を講じながら、所得者階層に配慮して税制改正による対応を図りまして、平成20年度の保険料で、それぞれの段階に回答した正規の保険料に引き上げていくというものでございます。

続きまして、貴重な時間を拝借して申しわけございません、あらかじめ配付させていただいております介護保険の状況等の説明資料の概要につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の 16ページをお開きいただきたいと思います。

この 16ページですが、これは第 1 期と第 2 期との介護保険の給付 平成 17年度は見込みでございますが、その状況を示したものです。

制度創設の平成 12年度は、給付実績 上から 2 段目の欄ですが、約 4 億 2,800万円で、事業計画費に対して 38.3%でございます。

13年度は、50%アップの約 6 億 5,500万円の給付実績で、対事業計画費比 46.6%、最終年度の 14年度は、約 8 億 5,600万円の給付実績で、52.6%と上昇しまして、第 1 期の給付費の合計が約 19億 4,000万円、計画に対しまして 46.4%という低い利用率でございました。

その結果、第 1 期におけます保険料収入と給付費との差額の剰余金は準備基金として積み立てを行い、表の網かけをしてあるところの下から 3 段目、積み立て 1 期分の積立金残高は約 3 億 2,700万円と大きな金額になっております。

その間、保険料のあり方等を含めましていろいろ議論がございまして、議会の中でも小林議員を初めさまざまご提言いただいた経過がございまして、その反省を踏まえまして、サービス利用者増加のための方策を講じながら、第 2 期の介護保険計画の策定へ臨みまして、15年度は計画給付費に対しまして 85.9%、16年度は 88.6%と介護給付サービス利用率が高まり、本年度は 14億 6,600万円、対計画値 93%の給付見込みを立てております。

なお、第 1 期、第 2 期における保険料収入の状況や公費負担の状況、各種サービスの給付状況等につきましては、本日配付させていただきました追加説明資料に記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

説明資料の 17ページは、被保険者数の実数と推計でございまして、推計は住民基本台帳を用いてコーホートの変化率法により算出したものでございます。

市の全体人口が急速に減少している中、高齢者人口は顕著な増加を示しておりまして、高齢化率、昨年 3 月末の 27.4%が本年 1 月末現在では 28.2%、0.8ポイント上昇しております。平成 20年度には 30%を超えるものと予想されます。

説明資料の 18ページは、要支援、要介護認定者数の実数と推計で、大きな表と表の間に 4 行・10列で構成した小さな表がありますが、この表の最上段は年度をあらわしておりまして、A 欄は要支援・要介護の認定を受けていない比較的元気な高齢者 高齢者人口の約 5%でございます。アルファ欄とベータ欄は、介護予防のために新たに創設します地域支援事業と

新予防給付の事業効果を示したものでございます。

一番上の表、上段の大きな表の一番左の欄の中ほどに、地域支援事業の効果とか新予防給付の効果の項目がありまして、その右側に 12%、16%、6%、8%という割合を示していますが、これは対象人数にこの割合を乗じて、事業効果を数値であらわしたものです。

この事業効果を反映して、第3期の認定者数を推計したものが、一番下の大きな表となります。この表は、保険料算定の基礎資料となるものでございまして、この表に基づき、各種サービスの給付量を積み上げて給付費を算出し、保険料を算定していくものでございます。

この表の一番左に「旧要介護1」とあり、その右に「要支援2」と「要介護1」という表記がありますが、これが今回の介護保険制度改革の一つのポイントでございまして、これまで「要介護1」と認定されていた介護の状態像が、比較的軽度な方に対し、認定区分を「要支援2」と「要介護1」に細分化し、「要支援2」と認定された場合には、介護給付ではなく予防給付サービスを提供し、状態像がそれ以上に悪化しないように、維持・改善を図ることを目的とするものでございます。

説明資料の19ページ、20ページは、居宅介護、地域密着型サービス、介護予防サービスなどのサービス量と給付費を、15年度、16年度の実績と17年度の見込み、そして18年度から20年度までを推計したものです。内容の詳細説明は省略させていただきますが、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明資料の21ページは、第3期の第1号被保険者の保険料推計でございまして、18年度から20年度までの3年間における標準給付見込額は、56億3,622万9,799円と見込みました。

さらに、新たに始まる地域支援事業費を、3年間で1億3,179万円と見込んだ結果、保険料算定基礎数値となる給付費は、合計57億6,801万6,799円となりまして、保険料基準額は4,028円という試算額となるものでございます。

しかし、この4,028円という額では、現行の基準額2,600円と比較しまして約1,400円おおよそ55%という大幅な引き上げとなり、とても理解をしていただけないことから、介護保険介護給付費準備基金を取り崩すことによって、額の調整を図るというものでございます。

調整に当たりましては、保険料基準額をどのレベルに設定するか、介護給付費準備基金の取り崩し額がそれによって決まってくるため、慎重に検討させていただきました。

その結果、基本的な考え方としましては、被保険者負担の軽減と第3期の期間中における突発的な財政負担への対応、それから第4期保険料算定に係る激変緩和のための財源措置等を念頭に置きつつ、17年度末の基金残高が約3億3,600万円見込まれることから、その3分

の2を取り崩し、1億円程度の基金財源を残すこととした場合、100円単位で丸めますと3,200円という保険料基準額となったものでございます。これによりますと、引き上げ額600円、率にして23.1%、結果的に県内の平均引き上げ額656円、引き上げ率22.3%に極めて近い金額となったものでございます。

また、近隣の南伊豆町、河津町も3,200円の保険料を予定していると同っており、保険料水準としましては、県内23市中、島田市、湖西市と同額で、現在のところ最低ランク、熱海、伊東、賀茂郡管内におきましても最低ランクに位置するという事で、この金額の設定につきましては、やむを得ないものではないかという考え方でございまして、ぜひご理解賜りたいと存じます。

なお、基準額を3,200円とした場合、準備基金の所要取り崩し額は2億1,380万円となるものでございまして、説明資料21ページの表の下段部分、下から2段目の準備基金の残高、平成17年度末の見込額として、右端に3億3,602万1,116円の表記がありますが、その下に準備基金取り崩し額を記載してございます。

説明資料の22ページは、現行の保険料の基準額と第3期の予定保険料基準額を示したものでございます。

説明資料の23ページの内容は、条例改正の説明の際に触れさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上、長時間、大変雑駁な説明でまことに恐縮でございますが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 5分休憩

午後 2時15分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第18号に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 課長の方から、介護保険の条例改正について詳しい説明があったわけですが、まず改正の実態的な内容は、現行の高齢者 要するに65歳以上の1号被保険者の介護保険料を、現行、平均的に2,600円を3,200円にすると。これがまず改正の一

つの柱になるわけです。

さらに、この 3,200円については、3,200円が平均的な階層で、所得の比較的多い老人については、その 1.5倍、そして生活保護受給者含めてボーダーラインの方については、それなりの率を含めて減額しているという。基本的には月額 3,200円で、現行よりも約 23%の引き上げだと。

これは、県下の実情等々をお話しされましたが、まず高齢者に対して、月額 3,200円から 5,000円余の介護保険料の負担というものは、どういう形でとらえられているか。この実態からしますと、かなり介護保険に対する、負担に対する不満というのは広がっていると思うんです。

なぜならばというのは、1つは、医療保険と違って介護保険の場合には、被保険者は1号被保険者で 8,000人近く、2号被保険者で 9,000人、一万六、七千人という被保険者はいるけれども、実際に保険料は納めても、介護の受給者 要するに保険にかかって、その利益を受けるとというのは 10%にも満たない、600人か 700人しか受給されていないという、大方の人は、90%の被保険者は、ほとんど納めるだけという、いわば地域社会全体で介護を支えるという言葉は結構ですが、実態は 600人か 700人の受給に対して、今言ったように1号被保険者、2号被保険者が膨大な負担をしているという、この点があると思うんです。

しかし、そういう実態からするならば、まず保険料というものは、すぐれて低く抑えなければならぬと思うわけです。

そこで、今回の 3,200円が 2,600円に比べて高いか低いかということは、ある意味では 2,600円に3年前にするときには、その3年前に決めた 2,900円で、実態はその半分以下の保険料で済んだという実績があるわけです。

さらに、2期目の 2,600円についても、たしか実行に当たっては1億円余の介護の基金を導入することによって 2,600円で済むという、こういう説明をしているわけです。

実態は、2期目については、基金の取り崩しがあったのかどうなのか、この点が質問の第1点目です。

第2点目は、3,200円の保険料設定の基本的な考え方の中に、これからの3カ年の給付の総額を約 57億円と見たと。57億円の 19%を1号被保険者から負担を求めるんだという、こういう考え方から算定されたと思います。

しかし、実際には 57億円の、年間 18億円から 19億円ですね、初年度が 18億円ぐらいで次が 19億円とかなんとかということになるんでしょうが、大体 18億円内外の給付実績ということ

になると思うんですが、1つは、これまでのように介護にかかわる施設が次々とできてきた状況から、一応一段落しているわけです。今後、新しい介護の施設の要因とすれば、柿崎上ノ山にできた老健施設というものが、新たな施設介護の要因があると思うんです。しかし今後、予防介護、介護支援事業、こういうものを通じて、介護費用の抑制という方向で進んでいると思うんです。

そうしますと、59億円という介護の総費用の算定について、この点については大体、平成17年度実績から推計して、ちょっと無理があるのではないかと思いますが、平成17年度実績から推計して、18年度はどの程度の、たしか18年度は18億円ぐらいの見込みだと思いますが、どの程度の増を見込んでいるのかというのが2点目でございます。

第3点目は、介護保険をこのように、2,600円であったものを3,200円、大幅な20%余の引き上げをするということになると。一方、今広がっている介護保険の滞納という問題が、さらに広がる可能性があると思うんです。

そこで、お伺いしますが、現行、16年度決算で介護の滞納が約760万円ですね。17年度でどうなっているのか、16年度決算数値で760万円の滞納がある。この先、介護保険料を引き上げることによって、760万円というものが1,000万円になり、さらに2,000万円になると。国保のように滞納が広がるということがあると思うんです。

そこで、今回の3,200円の中で、恐らく収納率というふうなものを見込んで3,200円というものを算定したんだろうと思うんです。そうしますと、その辺はどうなのか、これが3点目です。

さらに、現実の介護保険の納付については、基本的には年金からの天引きというか差し引きという形で介護保険料を取って、取りっぱぐれがないというふうな形になっているわけなんです。本市の1号被保険者の中で、年金からの、天引きというのは正しいのかどうか分かりませんが、天引きで行っている人と、自主納付ですね、無年金者、あるいは何らかの事情で年金から取れなくて、自主的に納付をしていただくという、自分で納めるという、この割合、比率はどうなっているのか。それによってどうなるのか。

あわせて、この先の介護保険料の滞納、未納というものが、私は広がるとは思います。その見込みをどういうふうな、さっきの3番目の質問と同じようなものですけれども、それをどういうふうに見込んでいるのか、これをお伺いします。

次に、いずれにしても介護というふうなものが、この先、膨大な、高齢者がどんどん出てくるということとさらにあわせて、介護の社会化というふうな、社会的に介護の問題を解消

するという、そういう前進的な面を評価しつつも、介護がいわゆるお金もうけ、要するに介護の仕事が収益の仕事として広がってきているわけですね。金もうけになるんだと、介護というのは。お金もうけで、これはもう福祉とか、あるいは健康とかということではなくて、事業、商売として介護というものが広がってくるわけです。

この先、適正な介護の費用というふうな問題に対して、どのようなチェックをするかというのが大事だと思うんです。国保の場合にはレセプトの点検ということで、約2人からの方が毎日、レセプトを点検して、医療機関からの請求が正当であるかどうかというものを検討していると思うんです。この先、介護のそういう事業所からの請求に対する、今後の正当性その他をあれするシステムというものが、どうしても必要だというふうに思いますが、そういう点で、今回の条例改正その他について、そういうことの必要性があるのか、あるいはないのか、あるいはもっと国の介護保険の制度の中で、事業者に対するそういう請求についての正当性その他についての点検というものが、行われているのかどうかという点についてお伺いします。

最後に、やはり何ととっても基本的には、介護というものの点でございますが、介護保険、国民健康保険、老人保健、3つの会計が、今後、健康増進課というふうなことに収れんされて、一体的にそういったものが処理されるということでございますが、介護保険に予防介護支援センター等がつくられるということにおいて、介護保険の職員の体制というのは、今後この条例改正にどうなるのか、最後にお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 質問項目が多岐にわたりますので、ちょっと答弁漏れもあるかもしれませんが、その点、またご指摘いただきたいと思います。

まず、3,200円の引き上げ、どのような形でとらえているのかということでございますけれども、先ほどの説明にもございましたように、こちらで推計いたしました給付事業量でいきますと、4,028円の保険料の額になってしまうわけでございます。ところが、4,028円という金額は、相当高いということございまして、とても皆さん、ご理解をしていただけません。そういうふうに私ども認識したわけでございます。県内でも4,000円台の保険料を取るところというのは、それまでの経過の中から該当はありませんでしたものですから、県内でも一番高い保険料になってしまうという、そういうことございました。

では、これを幾らにランクを引き下げればいいのかということを検討させていただきました結果、先ほどもお話し申し上げましたように、現在、介護給付の準備基金の残高が年度末

3億3,000万円ほどございますので、これを第3期の事業計画の中で、突発的な事態、あるいは第4期の保険料の設定に向けての補てん財源として、1億円は少なくとも確保しておきたいということで、残りを取り崩しますと、およそ3,200円という金額を得たものでございまして、この金額につきましては、県内でも最低のランクの保険料というものでございまして、引き上げ率も県平均の22%、引き上げ高にして600円というようなものが県の平均と近いということで、この数字に落ちつかせたものでございます。

それから、第2期の保険料設定に当たりましては、当初、第1期の2,800円で行ってまいりましたが、

〔発言する者あり〕

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 第2期は2,600円、第1期は2,800円で行ってまいりましたが、これを8,000万円基金を取り崩して、2,600円にしたという経過がございます。この8,000万円の取り崩しにつきましては、予算上は第2期の中で、平成16年度、1,876万1,000円、本年度につきましては、現在予算計上してあります3,190万5,000円、これは取り崩しをします。取り崩しをしますけれども、決算で出ました剰余金と比較しますと、剰余金の方が多いということでございまして、実質的な取り崩しにはなっていないという現状がございます。

ただ、17年度につきましては、この差額が、決算数字の見込みからいきますと、およそ五、六百万円ぐらいではないかということでございまして、ぎりぎりな数字ではないかというふうに認識しておりますけれども、議員ご質問の中での2期で基金を取り崩したのかということであれば、実質的には取り崩しはしておりません。

それから、3年間の事業費、地域支援事業を入れまして約57億円でございます。このうち1号被保険者の負担は、従来、第2期までは18%でございましたけれども、第3期からは1号被保険者、19%、2号被保険者が31%になります。残りを国・都道府県・市町村が負担するわけでございますけれども、そういった中で、この57億円の推計が、果たして実態に即したもののなかどうなのかというところがございますけれども、平成17年度の見込みが約14億6,600万円でございます。平成18年度につきましては、予防事業その他含めまして、介護給付費18億円ということで見込ませていただいたところでございます。

さらに、予防給付を行っていくための事業費として、地域支援事業費に3,380万円ほどのせてありますけれども、これは、現在、ご承知のように上ノ山地区におきまして介護老人保健施設 これは4月開設の運びになりますが、70床でございます、これらの負担増、さらには認知症対応型のグループホームが下田市に2カ所ございますけれども、こういった利用

の増、そういったもろもろを見込みまして、18年度につきましては、総標準給付見込額18億円と見させていただいたものでございますけれども、これが果たして見込みどおりに動かないかにつきましては、今の段階でははっきりしたことは申し上げられませんが、一応、数値上の推計では、そういう金額になったということでご理解いただきたいと思います。

それから、滞納の問題でございます。

確かに平成12年度、制度創設以来、毎年毎年、滞納繰り越し、増えておりまして、16年度決算におきまして、767万円ほどの滞納になっております。この滞納整理の方策につきまして、いろいろ講じておりまして、厳しく当たっているわけでございますが、なかなか現在サービスを受けていない方につきましては、保険料、なかなかお支払いいただけないというような実態もございます。

しかしながら、介護保険の保険料につきましては、2年間で時効消滅になるわけでございますけれども、保険料を払っていただけなかった方につきましては、これは法によるペナルティーがございます。1年以上滞納している方につきましては、介護サービスを受けるときに、まず自分で1割立てかえてくださいと。立てかえた分について、9割を償還払いいたしますという、1年6カ月も滞納した方につきましては、保険給付サービス、例えば要介護2の人が20万円受けられるとした場合、その受けられる金額から滞納分を差し引きますよと。ですから、本来20万円なら20万円の給付サービスを受けられる方につきましては、例えば15万円しかサービスを受けられないとかという、あるいは2年以上の方につきましては、今の保険の9割負担を7割に減じますよと、そういったことがございますので、こういった内容を十分周知浸透させながら、今後、滞納問題解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、保険者の特別徴収と、それから普通徴収の関係でございますけれども、平成18年度の推定でございますが、1号被保険者、約7,643人見込んでおります。このうち普通徴収1,300人、特別徴収6,343人で見込ませていただきます。それで特別徴収につきましては、これまで障害年金とか、あるいは遺族年金というような課税されない年金につきましては、特別徴収の対象から除かれていたわけでございますが、18年度からはこの遺族年金、障害年金も特別徴収の中に入れまして、徴収の対象となるということでございますので、枠が拡大すると。さらに、これまで年に1回しか特別徴収の捕捉をしていなかったわけでございますけれども、これを年6回、特別徴収者を捕捉するという、そういう制度に改めてまいりますので、今後、枠の拡大と捕捉の強化によりまして、滞納はある程度は少なくなっていくので

はないかというふうに見込んでおります。

それから、保険料の徴収システムにつきましては、現在、普通徴収につきましては、できるだけ口座振替を推進するというので、理解を求めているところでございます。

この口座振替につきましては、お話し申し上げますとご協力してくださる方もいらっしゃいますので、これをさらに推進してまいりたいというふうを考えております。

特別徴収につきましては、これは年金の天引きということでございますので、徴収の対象枠が広がるということで、その徴収については、さらに充実したものになるというふうを考えています。

それから、来年度から健康増進課ができるわけでございますけれども、この健康増進課につきましては、これまで課が分かれておりました国保事業と、それから老人保健、それから介護保険、この分野がすべて集約されます。そういった中で、健康増進課に健康づくり事業が一つは収められていくというふうを考えておまして、その係、係は違う場面がございますけれども、内部での連携強化を一層図りながら、トータルな意味におきましての健康増進の事業を、展開していけたらいいなというふう考えているところでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 大筋、ちょっと議論がかみ合わない面もございましたが、わかりましたが、まず指摘してきたのは、第2期事業で2,600円に介護保険料を算定するときに、基金からの取り崩し、僕、1億円と言っていましたが、8,000万円を予定したと。しかし、現実には取り崩さなくて済んだということは、介護の総費用が、予定よりもかなり部分で過大に見込んでいたということが一つあると思うんです。これはもう第1期と2期とも同じような、轍とは言わないけれども、同じような傾向を含んでいるということは間違いないと思うんです。

そこで、今度は2期から3期目の介護の総費用の推計に当たって、今ちょっと見た限りでは平成17年度、最終的には13億円から14億円ですね。それが今度18年には18億何千万円も給付を見込むわけですね。国保で1億円見込むで大騒ぎになる。そして見込み過ぎではないというわけで、介護で今度は4億円見込むというやつは、これまた膨大な腰だめの数字で、すごく大ざっぱな見込みだと思うんですよ。

すなわち、最初に言っているように、介護保険の受給者というのは、要するに自分がどうも頭が痛くなったりかんだるくなってきたから、ひとつ介護保険で頼みますよと事業所に言って、

ホームヘルパーなり入浴車、さまざまな施設入所というのはできるわけではないんです。要するに介護の給付を受けたいときには、認定を申し出て、そして 100項目か 200項目あれして、確かにこの人は介護が必要だと。しかし、それについては要支援と要介護であって、要支援の場合には、家で頑張らせえと。要介護以上の場合には、場合によっては施設に入ってもいいですよ。しかしそのメニューは、ある程度きちっと介護度に応じてメニューがつくられている。こういう複雑な関係を受けて給付になるわけです。

したがって、現実に給付を受けている人は 600人から 700人しかいない。8,000人も 9,000人も介護保険料を納めている人はいるけれども、実際に利益を受けている人は六、七百人しかいないという、こういう実態があるわけです。

そうしますと、私はまず端的に言って、平成 17年度実績から 18年度実績で、4 億円も介護保険の給付が伸びるなんていう、こういう余りにも大ざっぱな、さっき国保の例を挙げました、国保はさっき言ったように、だれでも頭が痛くなれば医者へ飛んでいく、腹が痛ければ医者に飛んでいく、こういう格好である。しかし、介護はそういう今申し上げた実態から言って、そう大きく激変して給付が伸びるという、そういうような機構ではないわけです。

だとすると、私は全体トータルとしてはわからないけれども、平成 17年度実績から平成 18年度実績へ 4 億円も給付が伸びるなんていう、こういうことは絶対にあり得ないと思うんです。絶対に、断言してもいい。本当に決算勝負でやってみてもいいと思いますよ。断言してもいいと思うんです。これ余りにも大ざっぱな腰だめの数字で、これまた県の言いなりの数値を上げたものにしかならないのではないかと。結果して、何千人もいる、もう本当に厳しい年金で暮らしている高齢者に対する負担の増大ということにつながっていくわけです。

これは僕はやはり、まずぜひ、今回の委員会審査の中でも本会議の審査の中でも、まず平成 17年度実績から 4 億円も介護の費用がかかるんだと、こういうものの積算に基づいたこの費用というものについては、激論して、その現実性というものを明確にしなければならんと。

あえて言えば、介護予防の推進、そしてその他、要するに介護予備軍の減少のためのさまざまな予防事業を展開しつつやっていくという事業展開の中で、さらにそのような大ざっぱな増えるという積算というのは、どこにもないのではないかというふうに思うものです。これは重ねて申し上げたい。

ただ、もう一つ、そういうことを通じて、介護にかかわる職員というものが、こういう昨年の 10月等の制度改正等を含めて、いろいろな意味で職員というものが増えているということと、もう一つ、先ほどの総合福祉センターの条例改正とも関連するけれども、これまで介

介護保険で見ていた食事代が、簡単に言えば特別養護老人ホームなり、あるいは老健施設、港にある老健施設等に入っていた人が、今までは介護保険で食事代を見ていたのが、今度は全部自己負担、全部自分で負担するようになる。給付においても、大きな負担が広がっていくという状況の中、さらに保険料が上がるということは、やはり本当に慎重に上げるということは検討すべきだと。余りにも大ざっぱな数値でおやりになるというのは、いかがかと。

そこで、最後の質問は、平成 17年度の実績から平成 18年度に見込んだ 18億円というものの積算の、要するに介護費用が4億円も上がるんだ という根拠というのは何なのか。単純に上ノ山に老健施設ができたから、これで上がるんだというのでは、余りにも単純過ぎる説明ではないかと。いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 17年度の給付の見込みと、それから 18年度の数字、余りにもギャップが大き過ぎるのではないかとということでございます。

説明が足りなくて、ちょっと申しわけなかったところがあるわけなんですけれども、説明資料の 19ページと 20ページをご覧になっていただければわかりますが、給付費につきましては、14億円から 16億円へ、およそ2億円の上がりです。それで残りにつきましては、昨年 10月の制度改正によりまして、低所得者に対しましての補足給付、特定入所者の介護サービス費、それからそれに伴う高額介護サービス費の負担、そういったものが約1億 5,000万円ほどございます。こういったものを含めての 18億円ということでご理解いただきたいと思えます。

それから、職員の問題につきましては、これから地域包括支援センターという中核機関を設置するわけでございますけれども、ここに職員3人、主任、ケアマネジャー、それからベテランの保健師、それから総合相談事業を担う社会福祉士を配置します。この費用につきましては、地域支援事業費といいまして、保健事業の中から手当てされるものでございます。

ですから、1号被保険者、あるいは2号被保険者、国・県、市ももちろん負担しますけれども、そういった中で规则的に賄っていく形になります。

ただ、この地域包括支援センターで一部、新予防給付という事業について、ケアプランを作成しますが、このケアプランにつきましては、介護報酬の中から費用が出ます。これは一般会計で受けますので、その分に合った人件費につきましては、およそ200万円でございますけれども、一般会計からその分は繰り出すという形で、人件費の手当てをさせていただくということで予算は組んであります。

それから、先ほどの答弁の中でちょっと漏れていました。レセプト点検の関係でございますけれども、これは介護保険のレセプトにつきましても、当然チェックするわけでございますので、この適正化事業というのがございます。介護保険の適正化事業の中で、今後新しくできる地域包括支援センターの中の事業として、さらに充実した形で、この適正化については努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 最後の質問であります。この手の問題の中で、なし崩し的に被保険者に人件費や事務費やその他の費用を転嫁するという悪いくせが出てくるわけです、国や自治体のやるものの中で。少なくとも介護保険の創設に当たって、被保険者の負担というのは、人件費等の事務費には及ばないというのが基本原則なんです。これはもう長い、国民皆保険の国保にしても、みんなそうなんです。

しかし、今後、包括支援センターに社会福祉士、そして保健師、そしてあとケアマネジャーですか、こういう人たちが設置される。そういう人たちの人件費まで介護保険で見るということは、これを保険料に上乘せするというのは、これはいかがかと。

そこで、本会計においては、そういう人件費、事務費は介護保険料に上乘せして積算しているのかしていないのか、最後にお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 介護保険の制度の中で、人件費、それから事務費につきましては、保険料負担はしないというのが大原則でございます。

それで、18年度から新たにできます地域包括支援センターで働く職員、これは地域支援事業要するに特定高齢者というっております、介護認定は受けていないけれども、極めて認定を受けるに近い方、こういった方々、それとはまた別に全く元気な方々、こういった方々に対しまして、いろいろな面からサービス提供をしていくわけです。そのための人件費ということで、通常、我々が当然果たさなければならない事務的な形での人件費ということではなくて、保健事業をより改善していくための事業費というとらえ方でご理解いただきたいと思っております。

〔「一応終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 18号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第 19号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 議第 19号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

議案書の 23ページをお願いいたします。

下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものであります。

一部を改正する条例の一部を改正するということですが、これは平成 17年9月定例市議会
で指定管理者制度導入の一部改正を議決いただいたところでございますが、このときの平成
18年4月1日の施行日 前に、再び改正する必要性が生じたために、一部改正の一部改正をお願
いするものでございます。

提案理由は、下田市民スポーツセンターを教育委員会の所管とするためです。

これは、平成 18年度からの機構改革に伴いまして、すべての事務事業を見直した結果、観
光商工課で所管している下田市民スポーツセンターの管理を、最もふさわしい部署に所管を
変更することを検討しまして、教育委員会の所管と決定したものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明させていただきますが、説明の方は説明資料の方で
説明させていただきたいと思っております。

条例等説明資料の 24ページ、25ページをお願いいたします。改正前が左側のページ、改正
後が右側のページとなっております。

左側のページの改正前は、平成 17年9月の議会で改正した条文に便宜上となっております。
アンダーラインの部分が今回の改正であります。

第1条、第2条は、今回は変更がありません。しかし、17年9月に改正した部分ですので、
溶け込み方式ということで、本文に合わせるために記載をしてあります。1条、2条は改正
がございません。

第3条ですけれども、中段、「規則で定める」の「規則」を「委員会規則」に改めます。

第4条ですが、1項「あらかじめ市長の」の「市長」を「教育委員会（以下「委員会」という。）」に改めます。次に2項の最初の「市長は」の「市長」を「委員会」に改めます。

第5条ですが、最初の「市長は」の「市長」を「委員会」に、4号の最後の方、「市長が認めるとき」の「市長」を「委員会」に改めます。

第6条ですが、最初の「市長は」の「市長」を「委員会」に、5号の中ごろ、「市長が」の「市長」を「委員会」に改めます。

次に、26ページ、27ページをお願いします。

第7条、最初の「市長は」の「市長」を「委員会」に、それから8条は、省略のところは前回も今回も改正がないということです。9条は改正がありません。10条、11条もありません。

12条ですが、「ただし市長の」の「市長」を「委員会」に改めます。

第13条ですが、2項の「市長が代行し」の「市長」を「委員会」に改めます。

次のページをお願いします。

28、29ページ、第14条ですが、2段目の「市長の裁定する」の「市長」を「委員会」に改めます。15条は省略です。

16条は、最初の「市長は」の「市長」を「委員会」に、それから第2号の後ろの方、「第4条から第7条及び第12条から第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする」を「第4条第1項の規定の適用については、この規定中「教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」と、同条第2項、第5条から第7条及び第12条から第14条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者とする。」に改めます。17条は変更がございません。

18条第4号の「市長が」の「市長」を「委員会」に改めます。

次のページをお願いします。

30、31ページですけれども、19条、20条は変更がございません。

21条の終わりの項、「市長が別に」を「委員会規則で」に改めます。

以上で改正点の説明は終わります。

それでは、本文に戻っていただきまして、25ページをお願いいたします。

附則ですけれども、この条例は、公布の日から施行するになっております。

以上、雑駁ですが、説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3 番。

3 番（伊藤英雄君） 説明資料 27 ページ、第 9 条、使用料の減免、このところ、改正前は市長で、改正後も市長になっておるんですが、減免だけ教育委員会にしなかった理由はどのような理由でしょうか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） わかりますか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 8 分休憩

午後 3 時 2 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 貴重なお時間、申しわけございません。

ただいまの第 9 条の減免の部分、それから 1 条の利用料金の部分、これは市長の担当事務でございますので、所管が変わっても市長で正しいということになります。

以上です。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 19 号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議第 20 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 20 号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第 20号についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の 26ページをお開き願います。

議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例 を、別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、条文の整備を行うためでございます。

公営住宅法第 22条第 1項では、事業主体は政令で定める特別の事由がある場合において、特定の者を公営住宅に入居させる場合を除き、公営住宅の入居者を公募しなければならないと定めておりまして、公営住宅法施行令第 5 条に政令で定める特別の事由が明記されております。

今回、公営住宅法施行令の改正により、政令で定める特別の事由の範囲が拡大され、既存入居者又は同居者の世帯員構成及び心身の状況から見て、住みかえが適切である場合も特別の事由に含まれることとなったため、改正をお願いするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、資料の 32ページ、33ページをお開きください。偶数ページが改正前、奇数ページが改正後、アンダーラインを引いてある部分が、改正する箇所でございます。

第 5 条第 6 号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める ものでございます。

従来は、市営住宅入居後に世帯人員に増減があった場合や加齢、病気等によって制限を受ける者になったことにより住みかえが可能でありましたが、今回の改正により、入居時から世帯構成に増減はなくても、住居の規模と世帯の状況が合致していない場合、例えば入居時は台所と 2 間に夫婦と 6 歳未満の子供が 2 人でありましたが、10年後、子供が高校生となったため部屋が狭小となったこと、あるいは「心身の状況からみて」とは、これは実際にあった例でございますけれども、子供が同じ住宅に住む子供からいじめを受け、精神不安定 となり、家に閉じこもり、登校拒否となったこと等、ほかにも多様なケースが考えられますが、このような場合、住みかえを希望すれば、公募によらず他の公営住宅へ住みかえができるようになったものでございます。

議案件名簿の 27ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

公営住宅法施行令は、平成 17年 12月 2日改正で、平成 18年 2月 1日からの施行となっております。

以上、雑駁ですけれども、議第 20号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 市営住宅の条例が、こうして議会にかけられて議論になるのは、久しぶりのわけでございますが、関連する事項といたしまして、下田市における市営住宅の入居の状況等について、若干お伺いしたいと存じます。

まず、市営住宅は、かつて有名であったのが丸山住宅、古くからあったのがうつぎ原等の住宅等々あるわけでございますが、その後、中河内にいわゆるアパート型と いうか、鉄筋コンクリートの建物がつくられる、さらに大沢に市営住宅が建設されるということで、本市の住宅政策は、最終的には大沢入口に立派な市営住宅がつくられて、これが終わったんですが、問題は昭和 30年代に建てられた木造の住宅の耐震性等々の問題があると思うんですが、まず住宅の利用状況等どうなっているのか、場所別に報告していただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 申しわけありません、今手元の方に箇所別の入居状況についての資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどまた説明 させていただきたいと思えますけれども。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 要するに市営住宅に、まず下水道の布設に伴って、水洗化というものが義務づけられているわけです。

そこで、本市の住宅の中で、この下水道布設に伴って、すべて下水道区域内の住宅は水洗化されているかどうか。では、2点面と いうか、お伺いしたいと思います。

次に、これまで住宅については、ことごとく1戸あけば募集をするという、こういう回転というものが物すごくよくて、さまざまな形で入居者が殺到し、住宅の審査委員には市議会の有力者がなったりして、いろいろな問題があったというようなことも聞いているわけでご

ざいます。そういうぐあいに、住宅の申し込みがすごく多かった。

最近、市営住宅への入居の募集というのは、ほとんど見たことがないんです。そこで、空き家等々あって、そのままにさせているのではないのかと。こういう実態については、行政の怠慢なのか、それとも何らかの事情があるのか。そういう点で極めて、予算編成を前にしてでございますが、当然、市の市営住宅が住宅としてある以上、そしてだれがあいたら、それに入居させなければ。ところが、下田市の市営住宅の中では、中丸山ほか、入居させるに忍びないような状態になっているから入居させないという実態があると思うんです。

そういう点で、今こそ下田市の市営住宅のすべてのものを全面的に検討し直して、そして廃止すべきものは廃止する、払い下げるべきは払い下げる、そういうことを進めていかないと、この財政難の時期に、大変な大問題になっていると思います。

ちなみに、中丸山の市営住宅の使用料と借地料というのは、どうなっているのか。この点ぐらいはちょっと説明してくれませんか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） まず、最近の空き家に対する募集の関係でございますけれども、この1年度につきましては、管理委員会を2回開催させていただいています。今、上河内で1件空き家が出ましたもので、これにつきましては、平成18年に入りましてすぐ、4月からですけれども、3月中にこれは募集要綱をかけまして、4月に一応管理委員会を開く予定で今準備しております。

それと、丸山住宅の使用料と借地料の関係ですけれども、これもすみません、今手元に資料を持ってきておりませんので。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 3時12分休憩

午後 3時22分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） どうも貴重な時間、申しわけございませんでした。

まず、箇所別の利用状況でございますけれども、うつぎ原住宅が1戸のうち5戸、丸山住

宅、7戸のうち48戸、大沢住宅は36戸、上河内は30戸、それから柳原が6戸のうち4戸、これが使用状況でございます。

それと、その後の借地料の関係ですけれども、丸山の関係ですが、6名、単価が466円、1万6,21坪米で75万6,800円を支払っております。

〔「丸山からの使用料は」と呼ぶ者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） 丸山からの使用料は、……ちょっと今、それも今、予算書の中に入れておると思いますので、ちょっと見てまいります。

それと、30年経過して、除却を含めて検討すべきではないかというようなご質問でございますけれども、これにつきましては、一応ほかの議員からもいろいろ質問がありまして、住宅マスタープランの中で、これは全部、市の中のアパートの状況、そういったものを総合的に勘案して、除却するのは除却する、あるいは新規に建てるものは建てるというようなマスタープランを、まず作成したいということをお願いしているわけですけれども、これにつきましては、課の中でも一応検討しているんですけれども、ただマスタープランをつくるのに、ちょっと予算がなくて、そこまでいっていないと。

それで、小林さんのおっしゃいました、今後十分に検討してやるべきではないかということとは、これはもう十分に承知して、今後その辺を検討したいというふうに思っております。

それと、丸山住宅でございますけれども、1戸当たりになりますと、ちょっと細かい資料を持ってきておりませんので、まことに申しわけありませんけれども、この戸数から言って、全部で48戸ですね、ですから最低で二、三千円のものしかもらっておりません。ですから、あっても10万円以下。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） いやいや、48戸ですから、それに、50戸として、2,000円にしても10万円か20万円か、その辺程度でしか丸山住宅はありません。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） ですから、その倍ですから、約100万円ですね。その程度です。

〔「下水道は」と呼ぶ者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） それと、下水道供給に入っているところは、一応、丸山、それから柳原ですか、ごめんなさい、丸山は一応管が行っておりませんので、これにつきましては一応、今、新設の予定がありませんので、管が行っておりませんので、それは考えておりません。あとの柳原とうつぎ原、これにつきましては、一応区域に入っております。それで一

応、新築する予定がありませんものですから、そのまま水洗便所への改築は行っておりません。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 市長、助役さんにお伺いしたいと思います。

ただいまお聞きのとおり、市の住宅政策の中で、大方は 1,000万円を超える借地料を払っているわけです。そのうちで 700万円余を、使っていない丸山住宅で払っているという。市民が使えない、使っていない、そこに何と年間 700万円を超える借地料を払っている。しかも、そこから上がる収益というのは、コスト、コストと盛んに言った人もいますが、収益はたった 100万円以下だと、土地代だけでね。これこそ、こういうことにメスを入れて、政策の変更をしていかない限り、あなた方、幾ら戦略会議だとか何会議だとかといっても、もうおかしいことになるのではないのかと。こういう実態を議会はたびたび指摘していると思うんです。要するに住宅政策の転換を図るべきだと、丸山住宅のこういうあれに。そういうものに対して何ら手を触れず、事態はそういう格好になっていると。即刻これこそ 18年度改革して、もう決めていかなければならない事態だと思います。

もう一つ、下水道の接続を市民に訴えていながら、市営住宅には下水道法に違反して接続をしていないというこの実態があるわけです。こういうことを余り明らかにしないで、市民説明会とか何とかというのは、どうもまちづくりで下水道の接続をお願いしていますが、下田市でもやっていませんが、すぐやりますとかと言わなければ、やっぱり市民は納得しないと思いますが、いかがでしょう、この2点。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 市営住宅の問題につきましては、前にも沢登議員等が議会でご質問がありまして、私の方が答弁させていただいております。

空きが出た場合は、政策空き家ということでやっている。その中で、ただいま建設課長の方からも述べましたように、今後の住宅整備の問題は、市内にある例えば いわゆる一般のアパート等が、どのように稼働しているかということも視野に入れながら、考えていく政策であろうというふうに思います。

それから、丸山住宅の問題につきましては、大変今もう老朽化して、これをどうしようか、例えば新しく建てかえるといっても、今言ったような市内にもアパートがどんどんあいてしまっているという状況下の中で、果たして市営住宅等が必要であろうかという問題もありますので、今、議員がおっしゃったように、確かに何人かの地権者から大変な借地料という形

の中で払っている中で、そういうこともしっかり精査しろ ということでございますので、十分な検討を加えていきたい、このように思います。

議長（森 温繁君） 下水道は。

番外。

助役（渡辺 優君） 接続可能地域ということで、市営住宅の中で今、建設課長の方からも、柳原とうつぎ原の各住宅が可能だよと。丸山住宅につきましては、ご承知のようにバブルの最盛期に建てかえようという計画を立てまして、その前提のもとに下水道本管を丸山住宅の敷地の直前まで配管したのは、ご承知のとおりでございます。その後、バブルがはじけまして、今、市長も言いましたように、民間の空き家等々の結果 から、なかなか計画どおりの建てかえができないという状況でございます。

それで、柳原、うつぎ原につきましても、本来ならば民間の方々に、言われるとおり接続をお願いしている中ですが、公共下水につなげたいという思いがございますけれども、建物そのものが相当古いというようなことで、将来的にしっかりとした建てかえ計画があれば、それに沿った計画も立てるわけですが、指摘につきましては十分に受けとめていきたいと思っておりますけれども、今すぐこれらの建物に接続されるような工事の発注は、大変残念ですが、財政上も難しいな というふうに思っております。しかし、意見としては十分理解をさせていただきます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 大変苦渋の答弁をしているんですが、財政が職員の給与までもうカットだと。そしてあらゆる、観光協会だとか商工会議所とかという市内産業界への補助事業も、もうカットだと。こういう状況の中で、私たちが一番主張してきたのは、事務事業の大仰な行政改革だとか経営戦略だとか、そういうふうなかけ声をしているけれども、現実の実態を子細に分析して、そこからどこに問題があるのかという、こういう分析が 欠落している最大の例だと思うんですよ。

チャンスをねらっておりましたもので、ちょっと質問をさせていただきましたが、100万円にも満たない収入で、住んでいる人は、もう建物のあらかたは政策空き家で貸していない。にもかかわらず、1,000万円にならんとする借地料を払っているという、これこそ最大のむだ遣い、あるいはもう無意味な出費と。それこそ住宅の使用料というのは、もう交付税とかそんなのというよりも、むしろ税金そのものだと思うんですよ。

これは、少なくとも平成 18年度中に何らかの対策を立てて、今後、基本的な 改革を進める

べきだと思っんです。

もう一つは、下水道の接続は、今、下田市が下水道事業への繰り出しを何とか解消しようというのは、これまた財政の健全化の最も大きなテーマだと思っんです。年間6億円から7億円の一般会計からの下水道への繰り出しが、下田市の財政をどれほど大きく圧迫しているのか、圧迫という言葉は変ですが、これに影響を与えているかというのは、助役さん、下水道の課長をされていたから十分わかると思っんです。これの改善改革というのが、下田市の財政再建で、もう欠くことのできない課題だと思っんです。

とりわけ付言すれば、河津、下田、南伊豆町の合併協議の中で、下田市の下水道事業の効率性を問われて、破たんしたということの一因になっているわけですから、こういう点、やはり何年も議会から言われるまで知らんぷりしてやっていくというのは、これは知っっていないながらやっていくというのは、これはもう有罪だと思っんですが、いかがでしょうかね。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 下水道の接続と、それから市が管理する公共的な施設、とりわけ今質問を受けております市営住宅の建物との接続につきましては、本当に言われれば反論できない事情で、大変苦しいんですけれども、下水道へつなげることは、当然に流入水の増による収入の増にはつながります。そのほかに言うまでもなく公共水域の浄化という大きな目的もあるわけございまして、私の方からこんなことを言っっては申しわけないんですけれども、なかなか古い市営住宅の中で、家賃が、先ほど丸山住宅が 2,000円から 3,000円というような中で、大きな数十万円もかけた施設が、本当に考えてみると、言われるのはわかります、しかし現実考えたときに、大変申しわけないんですけれども、ここで検討はいたしますけれども、それを接続するというようなことについてのいろいろな事情の中で、苦しいかなと、正直なところそう思っます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 20号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。ここで10分間休憩いたします。

午後 3時35分休憩

午後 3時45分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第21号についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の28ページをお開き願います。

議第21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市都市公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、使用料等の見直しに伴う所要の改正を行うためでございます。

この都市公園条例の一部改正につきましては、9月の定例会において指定管理者制度導入に関する改正、12月には占用料に関する改正、今回また使用料に関する改正でご審議をさせていただくことになりましたが、使用料につきましては、昭和6年3月定例会にて健康広場、同年12月、庭球場、平成3年3月、温水プールと弓道場が有料公園施設に追加され、使用料が定められた以降、附帯設備等の追加はあったものの、基本的な改正はなく、最初に使用料が設定されて以来20年か経過しております。

使用料の改正に当たり、使用料・手数料等検討プロジェクトが立ち上げられ、検討の結果、施設を利用する人と利用しない人が存在する中で、施設を利用し利益を受ける人に、その利益に見合うだけの負担をお願いし、負担の公平性を確保することを原則といたしました。

平成16年度決算では、施設全体の支出に対する収入の割合は30%でしかなく、3倍の値上げは使用者の減少を招くものであり、無料の公園施設も含まれているため、個々の施設ごとに最低基準となる使用料を算定し、使用者への負担を最小限に抑え、時間帯による料金格差の解消を図り、簡素な料金体系の構築のため、改正を行うものでございます。

議案の提出に先立ち、下田市公共料金等審議会への諮問を行い、「収入増を主目的とした改正ではなく、使用者にもわかりやすい料金体系等の確立を目指した所要な改正であり、使用者への負担も最低限に抑えられたため、改正案どおりで問題ないと思われる」との答申を受けております。

それでは、条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、資料の 34ページ、35ページをお開きください。偶数ページが改正前、奇数ページが改正後、アンダーラインを引いてある部分が改正する箇所でございます。

別表第2の2の表（健康広場使用料）を、次のように改めるものでございます。

健康広場使用料の改正につきましては、午前に全面を使用する場合、最低基準となる使用料を算定した使用料原価は4時間で9,220円となり、現行料金は2,800円であるため、3.3倍の改正が必要となるものですが、これでは利用者に受け入れられるものではなく、改正率は30%が限度と考えられる中、健康広場は子供たちの利用も多く、行政が提供する施設としての役割を考慮すると、改正率は30%の2分の1程度、14.3%にとどめた料金改正といたしました。また、利用時間を午前、午後ともに4時間に、1日を8時間とし、料金も午前、午後と同額に、1日を午前と午後をプラスしたものとすることにより、時間帯による料金格差の解消を図り、簡素な料金体系の構築のため、改正するものでございます。

施設利用区分を時間区分・利用区分とし、時間区分欄の午後の時間で17時00分を16時30分に、1日の時間で17時00分を16時30分に改めるものでございます。

午前の使用に関するそれぞれの料金を、全面使用の一般市内3,200円、市外6,400円、高校生以下市内1,600円、市外3,200円、片面使用の一般市内1,600円、市外3,200円、高校生以下市内800円、市外1,600円と午後の料金と同額に改め、1日の使用に関するそれぞれの料金を、午前と午後をプラスした料金 全面使用の一般市内6,400円、市外1万2,800円、高校生以下市内3,200円、市外6,400円、片面使用の一般市内3,200円、市外6,400円、高校生以下市内1,600円、市外3,200円と改めるものでございます。

備考の2につきましては、申請時に使用者の証明となるような名簿等までの提出は求めておらず、市内、市外の判断が困難であるため、削除するものでございます。

備考の3を、「時間区分に規定されていない時間 午前8時30分前、午後の16時30分以降に使用する場合は、1時間ごとに当該利用区分の使用料の1時間に相当する額を徴収する。この場合において、利用時間が1時間未満の端数についても1時間とする」と改め、備考の2とするものでございます。

別表第2の3の表（庭球場使用料）につきましては、時間区分、使用料とも適切と判断されるため改正は行いませんが、他の施設と整合性を保つため、「施設利用区分」を「利用区分」に改め、備考2を健康広場と同様に削除し、備考3を備考2とし、備考4の「当該使用区分」を「当該利用区分」に改め、備考3とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表2の4の表（屋内温水プール使用料）を次のように改めるものでございます。

屋内温水プール使用料の改正につきましては、午前8コース全面を専用使用する場合の最低基準となる使用料を算定した使用料原価は、1コース1時間当たり2,100円となり、現行料金は一般市内が表では2万円となっておりますが、これは8コース全面を2時間使用した料金で、1コース1時間当たりになりますと1,250円であるため、1.7倍の改正が必要となるものですが、改正率は30%程度が限度と考える中で、市内の使用を20%、市外の使用を33%にとどめた料金改正といたしました。

また、専用使用する場合の時間区分が、午前から全日まで6つに分かれていたものを、1コース1時間ごとの使用料にすることとし、時間帯による料金格差の解消を図り、簡素な料金体系の構築のため、改正するものでございます。

専用使用をしない場合につきましても、25から33%の範囲にとどめた率で改正するものでございます。

専用使用する場合につきましては、午前の時間帯を1コース1時間単価で比較しますと、一般市内が1,250円を1,500円に、市外が1,500円を2,000円に、高校生以下市内が1,000円を1,200円に、市外が1,200円を1,600円に改正するものでございます。

専用使用しない場合につきましては、一般の1人1回2時間以内が400円から500円に、中学生、高校生、高齢者が300円から400円に、小学生以下が200円から250円に改正するものでございます。

なお、専用使用しない場合は、回数券での利用ができますが、改正前は10回の利用料金で1回利用できる回数券を、10回の料金で12回利用することができるように改正し、使用料の改正により利用者の減少を招かないよう配慮したものでございます。

備考2を、健康広場と同様に削除し、備考3につきましても、当然なことであり、他の施設においても記載がないため、削除するものでございます。

備考4につきましては、備考2、備考3を削除したため、備考2とするものでございます。

備考5につきましては、改正前は8コース全面使用での料金が設定されておりましたが、改正により1コースの料金となっておりますので、削除するものでございます。

備考6につきましては、専用使用の最短時間が2時間でありましたが、改正後の最短時間は1時間であるため、「専用使用において利用時間が1時間未満の端数についても1時間とする」と改め、備考3とするものでございます。

備考7、備考8につきましては、備考4、備考5とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表2の6の表(弓道場使用料)を、次のように改めるものでございます。

弓道場使用料の改正につきましては、1日の使用料は適切と判断されますので、利用時間を午前・午後ともに4時間15分に統一し、料金も同額とすることにより、時間帯による料金格差の解消を図り、簡素な料金体系の構築のため、改正するものでございます。

時間区分欄の午前の時間で、「12時30分まで」を「12時45分まで」と、午後の時間で「12時30分から」を「12時45分から」と、午前・午後を同じ使用時間4時間15分となるように改めるものであり、専用使用する場合の午前・午後・夜間の料金を同額とし、この合計額が1日の使用の料金となるように改正するものでございます。

専用使用をしない場合の、一般の人が午前・午後・夜間の使用をする場合、それぞれ200円を1人1回4時間以内につき250円に改め、高校生以下がそれぞれ100円を150円に改めるものでございます。

また、専用使用をしない場合につきましては、温水プールと同じように有利な回数券を設けて、一般の人が回数券を使用した場合の料金が約208円に、高校生以下が約108円と、わずかな改正にとどめ、利用者を維持できるよう配慮したものでございます。

備考1中、条文整備のため、「市内、」を「市内・」に改めるものでございます。

備考2につきましては、健康広場と同様に削除するものでございます。

議案件名簿の31ページへお戻りください。

附則、第1条、この条例は、公布の日から施行する。

第2条、この条例による改正後の下田市都市公園条例の規定は、平成18年4月1日以後に許可を受けた者で、同年7月1日以後に使用する者又は同年7月1日以後に使用券の交付を受けた者について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

これは料金改正の周知期間を3カ月間予定し、7月1日から適用するものとしたものでございます。

第3条、この条例による改正前の別表第2の4の表(温水プール)の規定により、発行された回数券の平成18年7月1日以後の使用については、その使用の際、1回につき、回数券とあわせて、一般区分については50円、高校生・中学生・高齢者区分については60円、小学生以下区分については20円を徴収するものとする。これは、プールの回数券での利用について、6月30日以前に発行された回数券を使用する場合、改正後の回数券1回分の差額を徴収

させていただくものでございます。

以上が改正の内容であります。公共料金等審議会により、「今後の運営等については、少子高齢化への対応施設として、福祉・保健・教育の現場と協働し、さらなる施設の有効利用を図るべきで、来年度からは指定管理者制度という新たな制度となることなので、民間活力を生かした運営を期待したい」との意見もございました。

指定管理者となる振興公社には、今までの施設管理で養った知識・手法を生かし、自主事業等の充実とより一層の経営努力により、利用者の増加と利便性の向上をお願いするとともに、市としましては、市民の健康増進、スポーツ普及の場及びリフレッシュ施設として、公社と協力して利用増を図ってまいります。

以上、雑駁ですが、議第 21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） お話聞いておりますと、高校生や何かに対する引き上げ率が、一般の引き上げ率よりも高いような気がしますが、この点はどうか、まず第1点でございます。

第2点目は、敷根公園につきましては、市民の健康増進のために、早朝より夜間を含めましてジョギングその他いろいろな形で利用されているのが実情だろうと思うんです。いわば一般的な公園のような形で利用されているという実態と、今申し上げましたように、使用については料金を徴収するという、こういう実例があるわけでございます。これはそれなりの対応をしているんだろうと思いますが、1点だけ、例えば下田市の運動のクラブでございますね、前議長さんがおやりになっている敷根クラブのような、ああいう一種のジョギングをしたり、そして陸上競技の練習をしたりという、夜間とか夕方とかという、こういうところの使用というのは、現実にはどうなっているのか、みんな料金無料で、要するに普通の公園を利用するというような形でやりになっているのか、あるいは今後この条例改正で、そういうところにもお金がかかるようになっているのか、この点をまず2点目にお伺いしたいと思います。

もう1つは、公園の中のプールについては、これは確かに温水プールで、常時一定の水温を保たなければならぬということで、かなりの経費がかかっていることは自明のことござ

いますが、ここに商売としておやりになっている人たちがいるということを聞いておるわけです。その人たちがその施設の内部に自分たちの事務所を持ったり、そしてそこで受け付けをしたりなんかをしているというふうなことを聞いているわけですが、敷根温水プールのプール内における業者さん等のものは、現状はどうなっているのか、そして条例上でのそれに対する対応というのはどうなっているのか、この3点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） まず、高校生等の引き上げが一般よりちょっと多いのではないかとというようなご質問でございますけれども、これにつきましては、高校生等につきましては、一応減免の方で、50%減免のようなものが、クラブだとかそういうものについては減免の方がありますので。

それとあとは、今回、利用券といいますか、回数券を1回を12回にしたということで、わずか8円程度の値上げにしかになっておりません。そういうことで利用券を利用していただきなり、あるいはクラブ活動等で減免の方で運動の方をやっていただきなり、そういうことで、今回はそういうことでお願いいたしましたものでございます。

それと、健康広場の方の運動クラブといいますか、夕方ということでございますけれども、これにつきましては、一応夜間照明といいますか、庭球場の方は照明がありますけれども、グラウンドの方につきましては照明設備がありませんので、これについては、一応お金は取っておりません。

それともう1点の、要するにスイミングクラブですか、それについて、ちょっといろいろな業者間の状況でございますけれども、今言われていますファーストにつきましては、前回は沢登議員からも質問があったんですけれども、あそこの階段の下を事務所として使っているというようなことで、我々も今回、4月1日から指定管理者制度ができますものですから、それについて、公社の方の自主事業といいますか、あそこにちょっとファーストフードといいますか、そういったものを置いて、そして利用者の便宜を図りたいよと、そういうことのご提案も受けています。

それと、ほかにスイミングクラブがあと2つですか、全部で今現在3つあると思うんですけれども、それに対して、今までのいろいろな経過があったと思いますけれども、その中であそこにだけ事務所を置いたり、そういうことについては、ちょっとおかしいのではないかとということで、先般、我々とファースト、それから公社を含めて話し合いを行っております。

やはりほかの方のクラブと同じような公平さがなければ、今後の、幾ら今までの経過があ

るにしても、まずいということで、その辺の話し合いは現在行っております。公社の方としてみれば、受付等に机があれば、それは貸すのはやぶさかではないというようなことで、今その辺は業者の方と協議をしております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） この条例改正に当たって、敷根の健康広場を夜間、照明なしで子供たちが使う、そして一定のクラブの活動としてやるというのは無料だということで、それははっきりしたことでいいと思います。

次に、やはり高校生の使用について、今の課長さんの説明では、プールが 100円であったのが50円上がって150円ですよ。これは50%の引き上げになるわけですよ。ですから、その点で、108円ではなくて100円から150円、これはちょっと高校生にとって厳しいというんですかね、30%とか一般には20%とかというお話でございますが、50%の引き上げというのは、ちょっと大きいのではないのかというふうに思いますが、50%の引き上げというのはあるのかどうなのか、僕の聞き違いかどうか、この点、もう1回伺います。

次に、プールの管理運営をめぐって、やはりスイミングクラブというふうな一種の団体というのが業界の使用のというふうなものが出てくるとするのは、これはやむを得ない問題が出てくると思うんです。

市としては、プールの使用を、いろいろな多方面で使っていただきたいと。いろいろな人たちがプールを使っていただきたい。それにそのようなスイミングクラブに加入する人たちも、プールを使ってやっていただきたいということはあると思いますが、そういったものは、やはり施設の占用等というふうなことには、一定のけじめをつけていく必要があると思うんですよ。けじめというのか、きちんとしたルールをですね。その点で、平成18年度からは、そういう点での一応のルールというふうなものが確立されるかのような課長さんのご努力の説明がありましたが、そういうふうに理解していいでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 高校生・中学生・高齢者の値上げといたしますか、今回の改正につきましては、300円が400円ですから、33%の値上げになります。あと回数券を利用していたければ、33円ということで33円の値上げということになります。

それと、先ほどのスイミングクラブ等の関係でございますけれども、これについては、やはり4月1日から指定管理者制度に移行いたしますので、管理者の方がやりやすいように、

これは改正といいますが、業者の方に今現在、申し込みといいますが、話をしておりますので、それでまた今後いろいろ、向こうにしても、いろいろなまた言い分はあるかと思えますけれども、市の体制としては、今後はそういうスイミングクラブは平等に扱っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 説明資料の 36ページ及び 37ページの点でございますが、1つは敷根屋内温水プールのコースごとの専用に変えていくと、こういう改正になっていようかと思えますけれども、専用の利用状況が、1つはどういう事態になっているかと。それに伴って、この改正が合致しているのかなのかと。こういう疑問をちょっと感ずるわけでございます。どちらかといえば専用の時期というのは、重なり合うというような状態が出てくることもあるのではないかと思うわけです。そうしますと、コースごとに時間ごとに、これを区分するというスタイルにしますと、どのようにどなたにどう貸すのかというような点で1つは矛盾が、いろいろ選定上の困難さが伴ってくるのではないかというような気がするわけでございます。

それから、現在の改正前でいきますと、10時から20時30分までのそれぞれの利用単価と、これがコース別にして全日に引き直しますと、具体的に幾らになるのか、ちょっとお教えをいただきたいと思えます。

それから、その前の 34ページ、35ページの改正でございます。敷根公園の運動広場の使用でございますけれども、この書いてある特徴は、16時30分までと。17時までであったものを30分早めると。ここに1つの区分の特徴が出ているのではないかと思うわけでございます。

そういう意味では、17時まで同じ体制の中でお貸しいただきたいと思うような市民の方が、どういう理由で30分切り上げるといような措置にされたのかと。ただ単に管理上の問題として30分切り上げるといことであるとすれば、ちょっと疑問を感じざるを得ないわけでございますけれども、ここら辺の見解はどうなっているのかということでございます。

さらに、もう1点、小林議員の方からもありましたが、指定管理制度に移行していくという方向で、指定をしますと、さらにその中で再度貸し付けているというような事態に、ファースト初め3団体にはなるわけです。それは占用という形でいこうかと思うんですけれども、施設の中の一部を24時間365日占用させているというような形になりますと、それは単なる

占用ではないというような形になるのではないかと申すわけですが、そこら辺をどのように検討し、考えているのか、あわせてこの3点をお尋ねいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） まず、プールの専用をコース料金にしたというのは、どういうことかというようなことだと思いますけれども、現行の専用料金は、全8コースを専用した場合の料金が示されているわけでございますけれども、これに対して、実際の使用について、1コース単位で貸しているという実態、そういう実態がありますものですから、利用者にわかりやすい料金体系ということで、現況に合わせたようなものに 変えたということでございます。

それと、もう1点のコースの……

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） はい。ですから、先ほども説明させていただきましたけれども、例えば午前の10時から12時まで2万円となっていますね。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） これは、時間当たりでいきますと1,125円になります。1コース1時間に直しますと1,125円になります。一般の市内でですね。それを今回1,500円に改正するというものでございます。

それから、指定管理の3団体の占用ということでございますけれども、このものにつきましては、一応コースの使用料で考えておりますので、占用ということではなくて、あくまでスイミングスクールですね、については、あくまでもコースの使用料で今お金をいただいているということでございますので、占用ということではないということです。

それと、健康広場の方の1時とあったものを1時30分ということにしたこととでございますけれども、これにつきましては、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、健康広場については、照明設備が完備されておりませんものですから、安全に使用していただくためには、日没前の時間を設定する必要があるということで設定させていただきました。もちろん夏場につきましては、より長く使用できることですので、天候等のいろいろな点はありますけれども、1時30分までといたしまして、それを超える時間については、別に許可して、1時間当たりの料金をいただくというようなものに変えさせていただきました。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1 番（沢登英信君） 今の点ですけれども、日没に合わせたということですが、そうしますと例えば夕方の4時半から、夏場ですと7 時ぐらいまで、その期間使いたいというようなときは、その時間帯は無料になりますか。 1.5倍の計算になっていくんです……。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） いやこれは、やはり1時間当たりの単価でいただきます。備考の2のところに書いてありますけれども、1時間当たりの額を徴収するということでありまして、以上です。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 2号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議は午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室へお集まりください。

午後 4時17分散会